

表紙のデザインは変更する可能性がございます。



**福祉のまちづくりのための施設整備
バリアフリーガイドライン
(案)**

< 令和8年1月19日時点版 >

目次

- ・はじめに
- ・大阪府福祉のまちづくり条例 条例前文

■序章

1 目的	序章-1
2 誰もが出かけられるまちづくりに必要な視点	序章-1
3 施設の計画・設計	序章-14
4 施設の管理・運営	序章-26
5 バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例による整備基準	序章-32
6 建築物の手続き	序章-41

■建築物等の整備方針

<建築物等の整備方針の見方>

1 敷地内の通路	P. 1-1
2 出入口	P. 2-1
3 廊下等	P. 3-1
4 階段	P. 4-1
5 傾斜路	P. 5-1
6 エレベーター	P. 6-1
7 エスカレーター	P. 7-1
8 便所	P. 8-1
9 駐車場	P. 9-1
10 ホテル又は旅館の客室	P. 10-1
11 浴室等	P. 11-1
12 標識	P. 12-1
13 案内設備	P. 13-1
14 案内設備までの経路	P. 14-1
15 子育て支援設備	P. 15-1
16 造作設備（手すり・カウンター・自動販売機等）	P. 16-1
17 劇場、競技場の客席等	P. 17-1
18 知的障がい・精神障がい（発達障がい含む）支援設備	P. 18-1
19 避難設備等	P. 19-1
20 バリアフリー情報の公表（ホテル又は旅館）	P. 20-1
21 小規模店舗等（小規模店舗における設計ガイドライン）	P. 21-1

1 敷地内の通路 (政令第16条・18条 条例第22条・24条)

■基本的な考え方

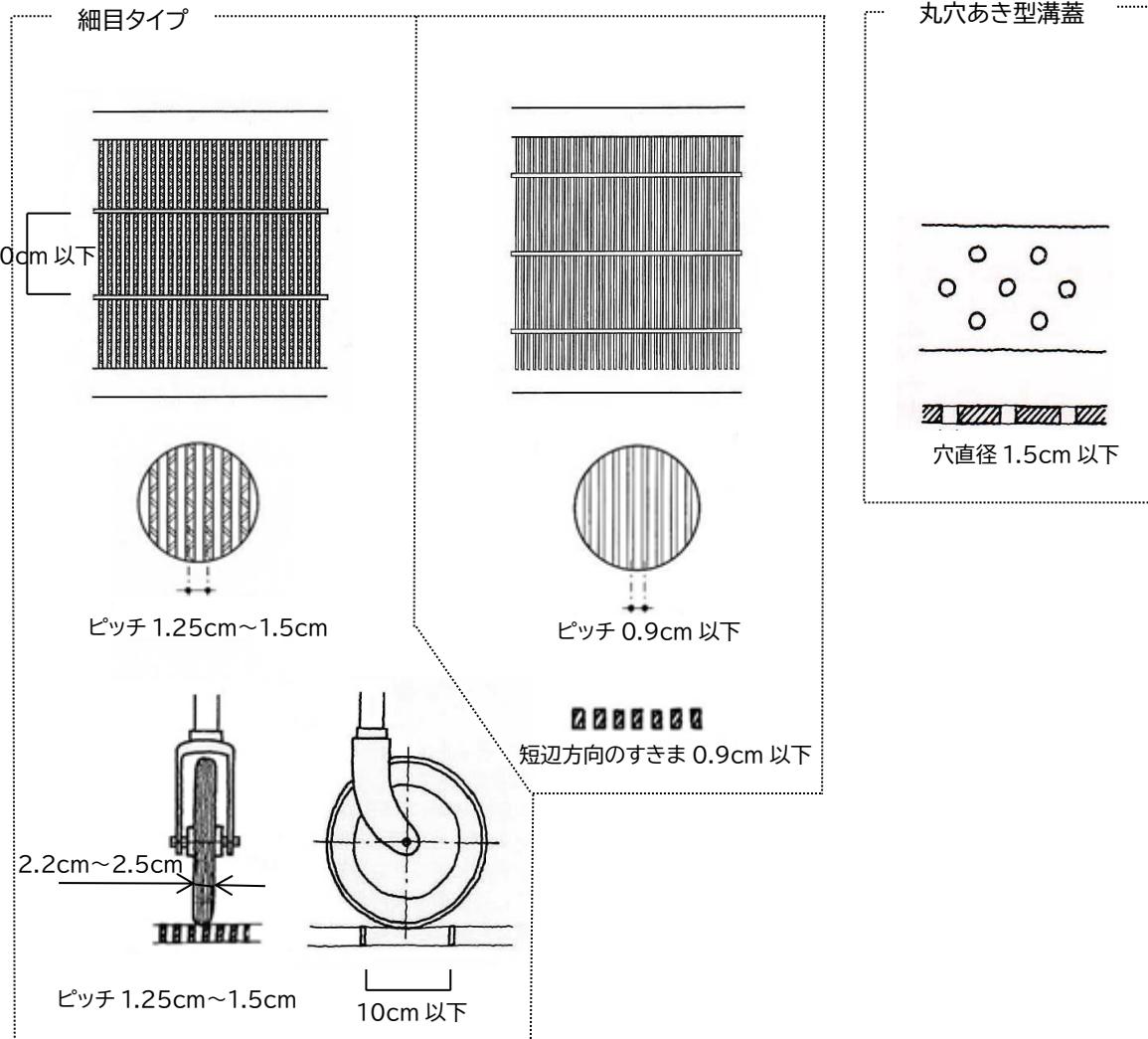
道等から建築物の入口まで、高齢者、障がい者等が安全に利用できるように配慮したアプローチを設置する。
その際、高齢者、障がい者等に配慮したアプローチは、できる限り一般の利用者が主として利用するアプローチと同じ経路にすることが望ましい。

■目次

項目	ページ
通路幅員	1-2
転回スペース	1-2
戸の構造	1-2
横断溝の仕様	1-3
動線計画	1-4
仕上げ	1-4
段	1-5
傾斜路（屋外）（屋内の傾斜路については、[5] 傾斜路を参照）	1-5
通路上の障害物	1-6
照明	1-6
車寄せ	1-7
休憩スペース	1-7

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
通路幅員			
敷地内の通路	○	・通路の幅は、180cm以上とする。 <small>解説 車椅子使用者同士のすれ違いに配慮。電動車椅子やスポーツ用の車椅子の場合は、この限りではない。</small>	図1.1 図1.5
	○	・通路が狭い場合、折れ曲がり部に隅切りをとると車椅子が通行しやすい。	
	○	・通路の幅は、通路利用の想定人員等に基づき、適切な幅を確保する。	
	○	・通路に沿って、展示やイベントを観覧するような場合は、その利用で必要となる幅を除いて、通行に必要な幅を確保すること。なお、車椅子使用者のサイトラインを確保できるような幅とする。	
	○	・通路では、つまずき危険源となる突出物は配置しない。	
	● 移動等円滑化経路	・幅は、120cm以上とする。 <small>解説 手すりがある場合、その内側で計測する。</small>	図1.1 図1.5
図1.1 敷地内の通路の有効幅員			
			
<p>●120cm以上 車椅子使用者と横向きの人がすれ違える寸法</p> <p>○150cm以上 人と車椅子使用者がすれ違える寸法 車椅子使用者が回転(360°)できる寸法</p> <p>○180cm以上 車椅子使用者同士がすれ違える寸法 車椅子使用者と杖使用者がすれ違える寸法</p>			
転回スペース			
戸の構造	● 移動等円滑化経路	・50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。※	
	● 移動等円滑化経路	・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。※	図1.5

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
横断溝の仕様			
	●	移動等円滑化経路 ・通路を横断する排水溝を設ける場合には、そのふたは、つえ、車椅子のキャスター等が落ちないものとする。※	図 1.2
※解説 地形の特殊性により、規定によることが困難である場合は、道等からの規定を車寄せからとすることができます。なお、「地形の特殊性」とは、急傾斜地による地形等をいう。例えば、傾斜地のため建築物近くまで高齢者、身体障がい者等が徒歩によりアプローチすることが困難で、車が車寄せまで乗り入れるような場合には車寄せから建築物の出入口までの敷地内の通路の基準を適合させるものとする。			
図 1.2 横断溝の仕様			
 <p>細目タイプ</p> <p>10cm 以下</p> <p>丸穴あき型溝蓋</p> <p>穴直徑 1.5cm 以下</p> <p>ピッチ 1.25cm~1.5cm</p> <p>ピッチ 0.9cm 以下</p> <p>短辺方向のすきま 0.9cm 以下</p> <p>2.2cm~2.5cm</p> <p>ピッチ 1.25cm~1.5cm</p> <p>10cm 以下</p>			

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
動線計画			
	○	・高齢者、障がい者等の安全の確保を図るため、歩行者と車の動線を分離する。 <small>解説</small> やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合においては、見通しを良くする等、危険を回避する。クラクション等の音が聞こえない聴覚障がい者が安全に通行するためにも有効である。 駐輪場と駐車場の経路も、出来る限り交錯を避ける工夫をする。	
	○	・歩道と車路及び敷地の境界の段を解消する。	図 1.5
	○	・車椅子使用者と視覚障がい者との動線は、できる限り交錯を避ける工夫をする。	
	○	・高齢者、障がい者等と他の利用者が同じ経路を利用できるように計画する。やむを得ず高齢者、障がい者等用の主要な通路を別に設ける場合は、できる限り他の利用者と著しく異なる経路とならないよう留意する。	
	○	・位置や内容を確認しやすいように、音声案内を適切に設置する。 <small>解説</small> 常時音が出てる案内のこと。[13] 案内設備のインターホンや案内板と併用する。	図 1.5
	○	・弱視者が敷地内の車路へ進入してしまうのを防ぐために、歩道と車路の間に、周囲との違いを認知しやすい色の手すりを設ける、歩道と車路の色の明度、色相又は彩度の差を大きくし、その境界を容易に識別できるものとする等の配慮をする。	
	○	・敷地内の通路と道路の境界部分や出入口前の段差を解消するため、L形側溝や縁石の立ち上がり部分の切下げ等について道路管理者等と協議を行い、車椅子使用者等の移動が円滑になるよう配慮する。 <small>解説</small> 砂利敷、飛石、小段等は車椅子使用者等の移動が困難があるので、設ける場合は別ルートを確保できること。	図 1.5
	○	・敷地境界と建築物の出入口の距離が短い等、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設以外の誘導方法を選択する必要がある場合には、音声等による誘導、又は従業員等による人的誘導を行う。	

仕上げ

○	・水勾配が必要な場合を除き、通路は水平とする。	
○	・水勾配が必要な場合は、透水性舗装等を用いて円滑な排水性を確保した上で、横断勾配を1%以下とする。	
○	・水勾配が必要な場合は、横断勾配を2%以下とする。	
●	一般基準 ・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 <small>解説</small> 床材の滑りの評価指標としては、日本産業規格JIS A 1454がある。	表 1.1

表 1.1 傾斜路の床仕上げの例

床材(舗装材)	配慮事項
アスファルト	平滑に仕上げる
コンクリート・モルタル	ほうき目等、粗面が望ましい
コンクリート平板	ゴム入等、ノンスリップ加工が必要
インターロッキング・レンガ アスファルトブロック	不陸(凸凹等)のないように仕上げる
タイル・本石	粗面で筋入りのものとする

※目地を設ける場合は、必要最小限とし、車椅子通行時に支障とならないよう配慮する。

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
段			
	○	・けあげは16cm以下、踏面は30cm以上、け込み2cm以下とする。	
	○	・杖使用者の利用に配慮し、段の幅は140cm以上とする。	
	○	・手すりはできる限り連続させ、壁面を手すり子形式とする場合は、基部を5cm立ち上げる。	
	●	<p>一般基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 段がある部分は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 手すりを設ける。 ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。 	図1.1
	●	<p>移動等円滑化経路</p> <ul style="list-style-type: none"> 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。 	図1.1
傾斜路（屋外）（屋内の傾斜路については、[5] 傾斜路を参照）			
	○	・傾斜路の勾配は、傾斜路の勾配は、屋外では雨天時を考慮して1/15以下とする。	図1.1
	○	・通行の安全確保、休憩、方向転換のため、傾斜路の上端・下端、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、踏幅150cm以上の水平なスペースを設ける。ただし、折り返し、転回箇所における踊場の場合は、傾斜路の幅員と同じ幅を確保する。	図1.1
	○	・傾斜路が広幅員又は長くなる場合は、両側に手すりを設ける。	図1.1
	○	・傾斜路の手すりの端部は歩き始めの安定確保や、視覚障がい者の利用配慮のため、45cm以上の長さの水平部分を設ける。	図1.1
	○	・義足使用者や片まひ者は階段のほうが上り下りしやすい場合もあるため、緩勾配の手すり付階段を併設する。	図1.1
	○	・傾斜路は、道路に対し垂直に設置しないなど、車椅子の安全性に配慮して設置する。	
	●	<p>一般基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 傾斜路は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 勾配が1/12を超える、又は高さが16cmを超える、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。 ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 <p>解説 ノンスリップ加工を施す等、濡れても滑りにくい材料・仕上げとする。傾斜路の上端・下端または傾斜路全体を、色彩、色相または明度の差、輝度比等が確保された材料で仕上げる。</p> 	図1.3 図1.4 表1.1
	●	<p>一般基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 傾斜路は、その両側に側壁又は立ち上がり部を設けなければならない。 <p>解説 杖等による危険の認知、車椅子のキャスター等の脱輪防止。</p>	図1.3 図1.4
	●	<p>移動等円滑化経路</p> <ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の幅は、段に代わるものにあっては120cm以上、段に併設するものにあっては90cm以上とする。※ 	図1.3 図1.4
	●	<p>移動等円滑化経路</p> <ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては、1/8を超えない。※ 	図1.4
	●	<p>移動等円滑化経路</p> <ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の高さが75cmを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。※ 	図1.3
※解説（再掲） 地形の特殊性により、規定によることが困難である場合は、道等からの規定を車寄せからとすることができる。なお、「地形の特殊性」とは、急傾斜地による地形等をいう。例えば、傾斜地のため建築物近くまで高齢者、身体障がい者等が徒歩によりアプローチすることが困難で、車が車寄せまで乗り入れるような場合には車寄せから建築物の出入口までの敷地内の通路の基準を適合させるものとする。			

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
図			
<p>図 1.3 傾斜路（屋外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●色の差等により傾斜部と水平部の区別がつきやすいようにする ●手すり ○連続手すり(両側手すり) ●120cm 以上 ●120cm 以上 ●150cm 以上 ●表面は滑りにくい仕上げ ●手すりの水平部分は 45cm 以上 ●戸の前後に水平スペースを設ける [2]出入口 参照 ●階段 ●点字表示 [16]製作設備 参照 ●踏幅 150cm 以上 ●両側に側壁又は立ち上がり部を設ける ●スロープは壁際に寄せて庇を設ける ●手すり ○連続手すり(両側) ●蹄場 高さ 75cm 以内 ごとに設ける ●蹄場 150cm 以上 ●勾配 1/12 以下 ●雨天時を考慮して購買 1/15 以下 ●踏幅 150cm 以上 			
図 1.4 傾斜路（屋外）の立ち上がりと手すり			
<ul style="list-style-type: none"> ●落下降止用手すり 高さ 110cm 以上 ●手すり ●高さ 75cm~85cm 程度 ●120cm 以上 ●立ち上がり ●視覚障がい者の杖等による危険の認知や、車椅子の脱輪防止 又は松葉杖が落ちないため、両側に側壁 又は立ち上がり部 (5cm 以上) を設ける 			

通路上の障害物

○	<ul style="list-style-type: none"> ・モニュメント、車止め、植樹ます等の設置を行う場合は、車椅子使用者、視覚障がい者の通行に支障が出ないよう配慮する。 <p>解説 車止め（ボラード）は、視覚障がい者が衝突したり、車止めの種類・構造によっては車椅子使用者等の通過の障害となるので、原則として設置しない。やむを得ず設置する場合は、最小限のエリアや数とし、また、白杖で認知しやすい大きさや、周囲の床面もしくは壁面とコントラストをつけた色彩を用いる等、弱視者が認知しやすいものとし、夜間の衝突を防止するために照明等の配慮をする。</p>	
---	---	--

照明

○	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間の安全な通行に配慮して照明設備を設置する。 	図 1.5
○	<ul style="list-style-type: none"> ・段のある部分は、低位置に照明設備を設置し、踏面とけあげ面を明るく照らす。 	図 1.5
○	<ul style="list-style-type: none"> ・路面をより明確に示すため、標準的な照明方法に加え、目の高さより下に取り付ける照明設備も整備する。 	
○	<ul style="list-style-type: none"> ・光源が直接目に入らないよう配慮する。 	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
車寄せ			
	○	・車寄せを設ける場合、車椅子使用者が車椅子に乗ったまま車両から降りるのに十分なスペースを確保する。	
休憩スペース			
	○	・50m以内ごとにベンチ等の休憩設備を設ける。ただし、円滑な通行に支障を及ぼさない範囲で、適切な間隔に設置する。 <small>解説</small> ベンチは座面の高さ40~45cm、背もたれの高さ75cm程度とする。	
図			
<p>図1.5 アプローチ (高低差がない場合)</p>			

チェック項目（義務基準）	
敷地内の通路 一般基準	仕上げ
	①表面は滑りにくい仕上げであるか
	段
	②段がある部分
	(1)手すりを設けているか
	(2)識別しやすいものか
	(3)つまずきにくいものか
	傾斜路（屋外）
	③傾斜路がある部分
	(1)手すりを設けているか（勾配1／12を超え 又は高さ16cmを超えかつ、1／20を超える傾斜部分に限る）
移動専用滑化経路	(2)前後の通路と識別しやすいものか
	(3)両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか
	幅員の確保
	①幅は120cm以上であるか
	転回スペース
	②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか
	戸の構造
	③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか
	横断構の仕様
	④通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車椅子のキャスター等が落ちないものとしているか
移動専用滑化経路	傾斜路（屋外）
	⑤傾斜路がある部分
	(1)幅は段に代わる場合は120cm以上、段に併設する場合は90cm以上であるか
	(2)勾配は1／12を超えていないか（高さ16cm以下の場合は1／8を超えていないか）
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1／20を超える場合に限る）
	⑥上記①から⑤は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る

2 出入口 (政令第18条)

■基本的な考え方

出入口は、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に通過できる必要がある。
車椅子使用者等に配慮して、段差を設けないことが原則であり、引き戸や自動ドアなど容易に開閉して通過できる構造とする。また、戸の前後には、車椅子使用者等が待機できるスペースを設ける。

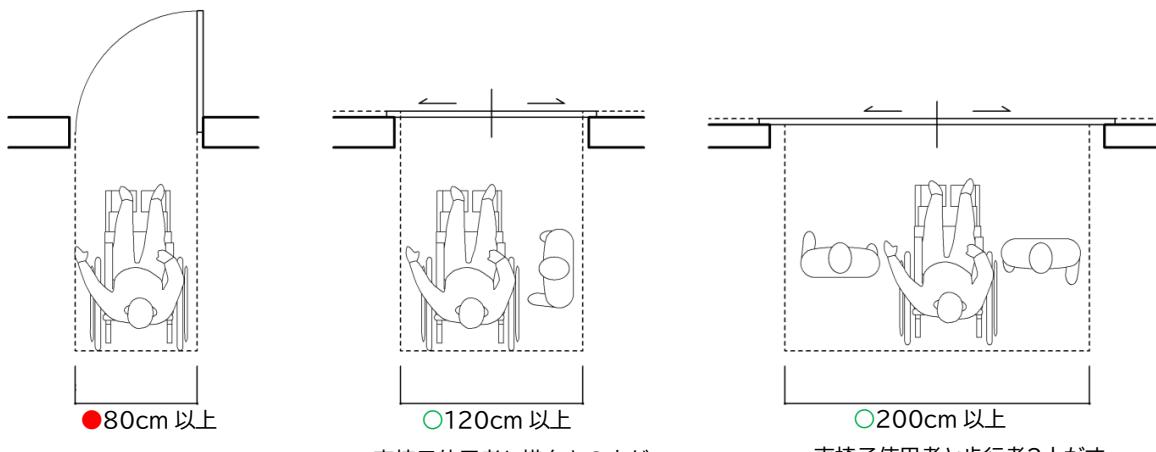
■目次

項目	ページ
幅員の確保	2-2
風除室	2-3
戸の構造	2-3
戸の構造(自動ドア)	2-4
戸の構造(引き戸)	2-5
戸の構造(開き戸)	2-5
音声案内	2-5
室名表示	2-6
屋根・庇	2-6
戸のガラス	2-6
床面・マット	2-6
取っ手	2-6
照明	2-7
色	2-7
視覚障がい者誘導用ブロック等	2-7
障がい者補助犬(サービススマニアル)等用スペース	2-7

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
幅員の確保			
	○	・車椅子使用者、杖使用者等の利便性を考慮すると、主要な出入口の有効幅員は 120cm 以上とし、それ以外の出入口は 90cm 以上とする。 <small>解説</small> 日本産業規格 JIS T9201 に定められる手動車椅子であれば出入口の幅が 80cm でも利用可能であるが、電動車椅子や、スポーツ用の車椅子の場合、利用できないものがある。(例: テニス用車椅子幅 87cm)	図 2.1
	○	・車椅子使用者と歩行者 2 人のすれ違いを考慮し、主要な出入口の有効幅員は、200cm 以上とする。	
	○	・店舗にバルコニー（避難用バルコニーを含む）、テラス等を設ける場合、バルコニー、テラス等への主要な出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。	
	●	移動等円滑化経路 ・幅は、80cm 以上とする。 <small>解説</small> 幅については有効幅員をいい、引き戸は引き残しや戸厚を含めない寸法で計測する。	図 2.1 図 2.2

図 2.1 出入口の有効幅員



項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
		<p>図 2.2 幅の取り方</p> <p>※幅については有効幅員をいい、引き戸は引き残しや戸厚を含めない寸法で計測する。</p> <p>【自動扉の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動扉では、以下の開き戸は突然開いたドアに衝突する危険があるため、使用しない。 <p>【手動扉の場合】</p> <p>・ただし、自動的に閉まる構造の扉の場合は、右図とする</p>	

風除室

●	移動等円滑化経路 ・風除室内で方向転換が求められる場合等は、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設等により、進行方向がわかるようにしなければならない。	図 2.5
---	---	-------

戸の構造

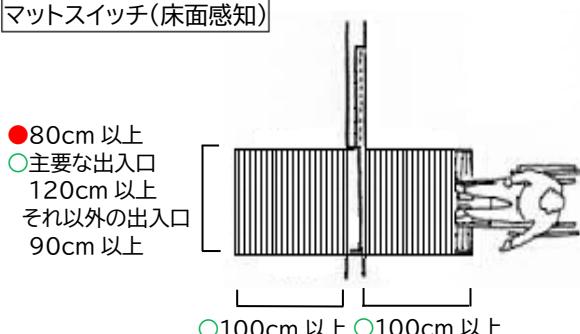
○	・扉は、引き戸（自動式の方がよい）とする。 <small>解説</small> 車椅子使用者や上肢障がい者等が開閉しやすい形式とする。	
○	・店舗の出入口や店舗内部の主要な経路に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。 <small>解説</small> 傾斜路を上り切ったところの手前引戸は車椅子使用者が利用できないので避ける。	

出入口

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
出入口	○	・物販店舗等の出入口の戸は、買い物袋と杖・白杖等を両手に持った高齢者、障がい者等の利用にも配慮し、自動式引き戸とする。	
	○	・ドアの動きを停止または開ける力は、軽い力（最大30N）で操作可能なものとする。	
	○	・ドアは、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。	
	○	・回転戸を使用しない。	
	○	・ドアとドアの間の有効距離は、2枚のドア幅+150cmとする。	
	○	・使用頻度が高いドアの場合、床から25cmの高さまでキックプレートまたはそれに類する材質のものを設置する。	
	●	移動等円滑化経路 ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 <small>解説 戸の前後に車椅子の待機や方向転換のための水平なスペースを確保する必要がある。自動扉及び引き戸の場合は150cm以上、開き戸の場合は建具幅+150cmが原則として必要。</small>	
戸の構造(自動ドア)			
○	・主要経路の出入口に回転戸を使用することは避ける。		
○	・自動ドアを設ける場合、車椅子使用者等は引き戸または引き分け式が通行しやすい。 <small>解説 車椅子使用者の通過を妨げるような敷居や溝は設けない。</small>		
○	・自動ドアは車椅子使用者等の通行を考慮し、扉の開放時間を十分考慮する。（すみやかに開き、閉まるのは遅くする。）		
○	・起動装置は、視覚障がい者、車椅子使用者等の通行については支障なく作動するよう配慮する。	図2.3	
○	・自動開閉装置は押しボタン式を避け、感知式とする等、開閉操作の不要なものとする。		
○	・非常時の対応のため、手動式の戸を併設する。		
○	・高齢者、障がい者等がドアに挟まれないように、ドア枠の左右かつ適切な高さに安全センサーを設置する。	図2.3	

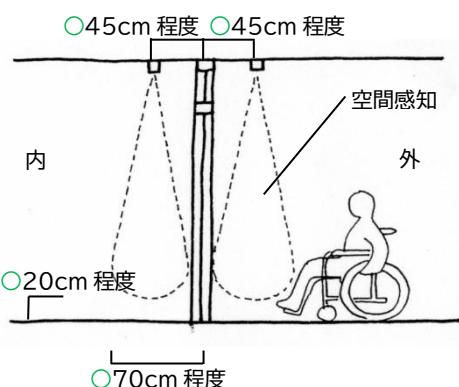
図2.3 玄関ドアの感知方式

マットスイッチ(床面感知)

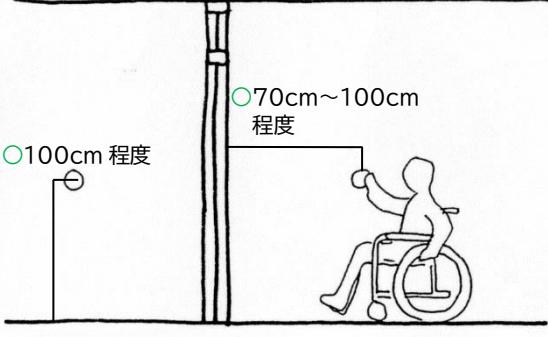
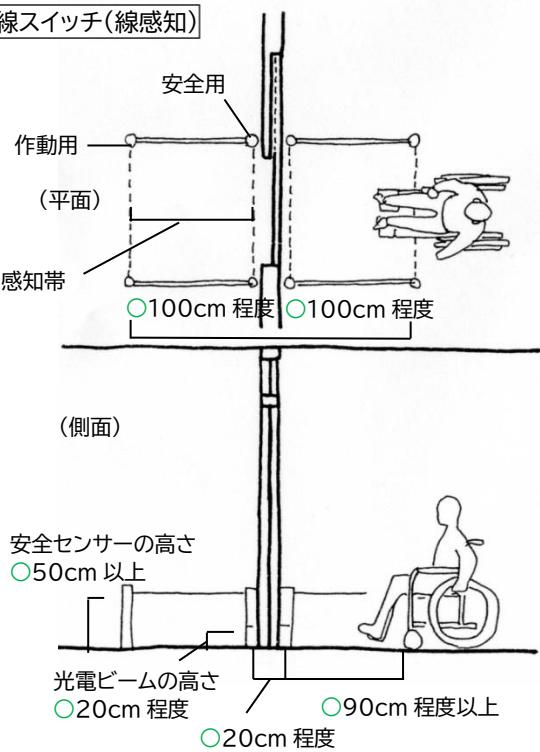


- ・マットスイッチにはゴムマットとアルミマットがあるが、ゴムマットは摩擦したときにつまずきやすくなること、またアルミマットは杖などが滑りやすい。
- ・両マットが小さく、ドアの直前にあると車椅子でマットを踏む前にフットレストがドアに当たつて作動させられなくなるので、マットは少し大きめにする。

超音波スイッチ(空間感知)



- ・超音波スイッチは車椅子使用者もカバーできるように広範囲に感知できるようにする。

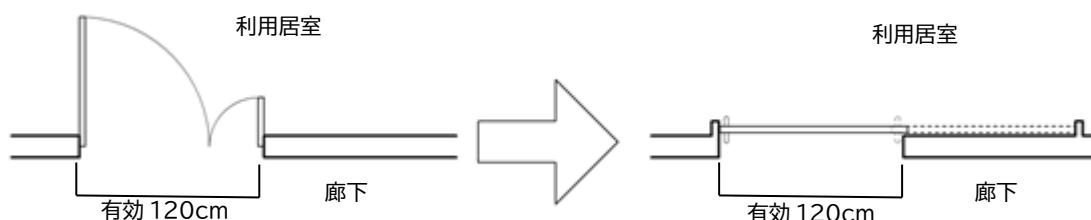
項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
		<p>押しボタンスイッチ(点感知)</p>  <p>●100cm 程度</p> <p>●70cm~100cm 程度</p> <p>・ドアに直接設けたスイッチは車椅子では接近しにくいので、脇に副スイッチを設ける。</p>	
		<p>光線スイッチ(線感知)</p>  <p>安全用</p> <p>作動用</p> <p>(平面)</p> <p>感知帯</p> <p>●100cm 程度 ●100cm 程度</p> <p>(側面)</p> <p>安全センサーの高さ ●50cm 以上</p> <p>光電ビームの高さ ●20cm 程度</p> <p>●20cm 程度</p> <p>●90cm 程度以上</p> <p>・光線スイッチは温度変化や直射日光などの影響を受けやすいので注意する必要がある。 ・車椅子使用者や歩行困難者がドアに挟まれないように、ドア枠の左右に安全センサーを設置する。</p>	
戸の構造(引き戸)			
	○	・手動式の引き戸は開閉が円滑にできる上吊り式とする。	
戸の構造(開き戸)			
	○	・やむを得ず、開き戸を設置する場合、ドアクローザーにより、車椅子使用者等の進入を考慮した開閉時間を確保する。	
	○	・開き戸には、プライバシー上問題のある場合を除き、危険防止のため、戸の反対側の様子がわかるような窓を設ける。窓は、車椅子使用者や子ども等が容易に利用できる高さ・位置とする。	
	○	・アルコープを設ける場合は、車椅子使用者等の開閉動作等がしやすいよう、取っ手側には袖壁を設ける。	
	○	・低抵抗のディレイ装置付ドアクローザーの場合、開閉時間について安全を確保する。	
	○	・開き戸でアルコープを設ける場合、取っ手側に45cm以上の袖壁を設ける。	
音声案内			
	○	・ドアの場所や形状について、音声で案内する。 <small>解説 視覚障がい者は音声案内がない場合、ドアの位置やドアの開け方(押しボタン式・自動ドア等)を把握することが難しい場合がある。</small>	図2.6
	○	・出入口に設けるインターホンの周囲には、カートや搬入商品等の保管場所を設けない。	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
室名表示			
	○	・戸の取っ手側の壁面又は出入口の戸に、室名等を表示する。なお、視覚障がい者の利用に配慮し、文字を浮き彫りにする又は点字を併記する。 <small>解説</small> 設置高さは、床から140~160cm程度とする。	
屋根・庇			
	○	・雨に濡れないよう、屋根または庇の下で車の乗降ができるよう配慮する。	図 2.5
戸のガラス			
	○	・戸のガラス等は、衝突時の事故防止のため、安全ガラス（合わせガラスまたは強化ガラスをいう。）を用いる。 <small>解説</small> ガラスの選定にあたっては、「ガラスを用いた開口部の安全設計指針（昭和61年建設省住指発第116号、117号）」等を参照する。	
	○	・無色透明のガラス扉、ガラススクリーンは衝突の危険があるため、目の高さの位置に横桟をいれるか、色や模様等で十分識別できるようにする。（高齢者の黄変化した視界では見えにくいため青色は避ける。）	図 2.6
	○	・衝突等の危険防止のために、ドアの存在を分からせる。	
	○	・フットレストの高さ（床から35cm程度までの部分）はガラスの使用を避ける。 <small>解説</small> フットレストを活用してドアを開閉する車椅子使用者もいるため、ガラスが割れる可能性がある。	
	○	・衝突防止のため手すりを設置する。	図 2.5
床面・マット			
	○	・床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	
	○	・床の表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げる。	
	○	・車椅子の操作が極端に重くなるため、毛足の長いカーペットは避ける。	
	○	・玄関マットは、埋め込み式とし、はけ状のものは使用しない。また、しっかりと端部を固定する。 <small>解説</small> はけ状のものは、車椅子で動きにくい。また、端部を固定していないと、杖先を引っ掛ける危険性がある。	図 2.6
取っ手			
	○	・取っ手は使いやすい形状のものとし、床面から90cm程度の位置に設置する。	
	○	・手動式引き戸では、棒状のもの、大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式又はパニックバー形式のものとする。	図 2.4
図2.4 使いやすい取っ手			
<p>棒状</p> <p>プッシュプルハンドル</p> <p>パニックバー</p> <p>レバーハンドル</p> <p>握り玉</p> <p>・握り玉はレバーハンドル等に比べ、大きく回転させなければならないため、握力の弱い人には使いにくい</p> <p>・非常に簡単に操作で開けられる扉</p>			

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
照明			
	○	・夜間の安全な通行に配慮して照明設備を設置する。	
色			
	○	・戸や取っ手の色は、色の対比や明度差に配慮し、色弱者の人も認知しやすい色の組み合わせとする。 <small>解説 色覚障がいのある人に配慮した色の組み合わせ等に関しては、[0] 序章及び「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」(大阪府作成) 参照-233 参照</small>	
視覚障がい者誘導用ブロック等			
	○	・視覚障がい者が位置を認知しやすいよう、建築物の出入口のドア又は玄関マットの手前、案内所の受付カウンターや点字・音声等による案内設備の手前には、点状ブロック等を3枚程度、敷設する。	
障がい者補助犬(サービススマニアル)等用スペース			
	○	・スペースの広さは、300cm×400cm 以上で、120cm 程度の高さのフェンスで囲む。	
	○	・補助犬が控えるための専用スペースには、ごみ箱とビニール袋を設置する。	
	○	・身体障がい者補助犬用のトイレを設置する。	
図			
<p>図 2.5 開閉スペースの確保・庇</p> <ul style="list-style-type: none"> ○衝突防止手すりの設置 ○30cm 程度 ○30cm 程度 ○30cm 程度 ●風除室内で方向転換がある場合、視覚障がい者誘導用ブロック等は連続させる。 (○方向転換がない場合も連続させる。) ●視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設 [14]案内設備までの経路 参照 			
<p>図 2.6 呼び出し設備（インターホン）・誘導鈴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障がい者が利用するための内部の関係者の顔が見えるモニターを有するインターホン ○衝突防止の標示 ○埋め込み式出入り口マット ●視覚障がい者誘導用ブロック等又は音声等による誘導装置等の設置 [14]案内設備までの経路 参照 			

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
出入口			
		<p>図 2.7 建築物の出入口の改善事例</p>	

図 2.8 利用居室の出入口の改善事例



チェック項目（義務基準）	
移動等内滑化経路	<p>幅員の確保</p> <p>①幅は80cm以上であるか</p>
	<p>戸の構造・前後スペース</p> <p>②戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか</p>

3 廊下等 (政令第11条・19条 条例第14条・25条)

■基本的な考え方

廊下は、利用者の利便や緊急時の避難などを考慮して、できるだけわかりやすく計画し、通行しやすいものとすることが望ましい。また、通行の支障とならないよう壁面からの突起物はできるだけなくし、高齢者、障がい者等の通行の安全などに配慮することが必要である。

なお、授乳・おむつ交換についての設計例やイラストは、[15] 子育て支援設備参照のこと。

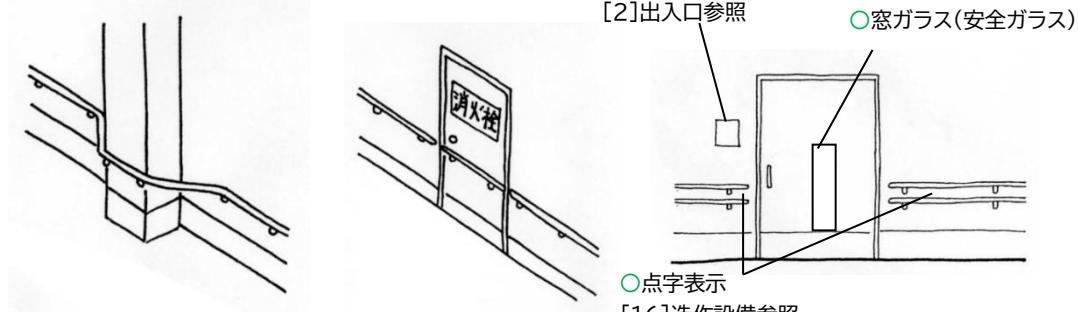
■目次

項目	ページ
仕上げ	3-2
点状ブロック等	3-2
手すり等	3-2
通路幅員の確保	3-3
転回スペース	3-3
戸の構造	3-4
乳幼児用設備	3-4
動線計画	3-
側壁等	3-5
照明	3-5
誘導案内	3-5
防火戸	3-5

■整備基準

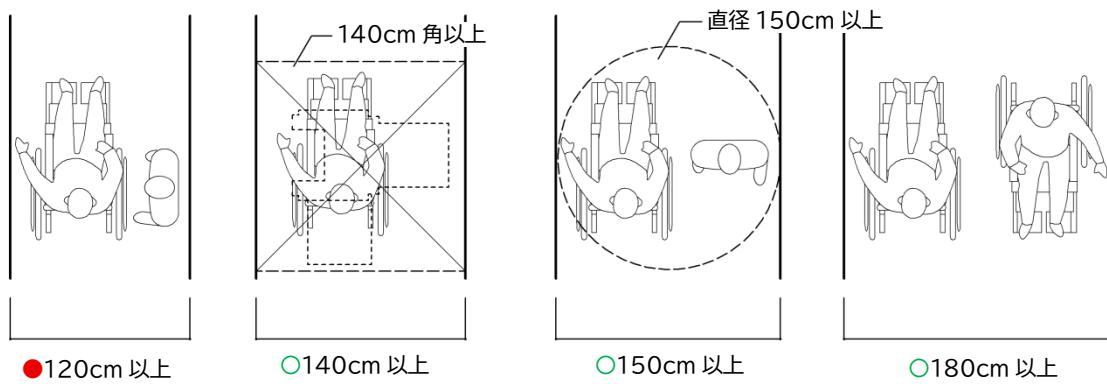
項目	●義務 ○推奨	内容	参照 図表
仕上げ			
	○	・床の表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げる。	
	●	一般基準 ・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 解説 カーペットの場合は、毛足の長いものは車椅子の操作が極端に重くなるため避ける。	
点状ブロック等			
	●	一般基準 ・階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端・下端及びエスカレーターの上端・下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障がい者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設する。ただし、視覚障がい者の利用上支障がないものとして国土交通大臣または規則で定める場合は、この限りでない。 解説 階段の上端と下端には点状ブロック等の敷設が必要である。ただし、次の場合は規定は適用されない。 （国土交通省告示第 1497 号・条例施行規則第 3 条） ・勾配が 1/20 を超えない傾斜の上下端に近接するもの ・高さが 16cm を超えず、かつ勾配が 1/12 を超えない傾斜の上下端に近接するもの ・駐車場に設ける廊下等の場合	[14]案内設備までの経路参照
手すり等			
	○	・手すりは両側に連続して設ける。	図 3.1
	○	・柱型等の突出部があるときは、それに沿って設ける。	図 3.2
	○	・出入口付近の手すりには、室名、現在位置等を、点字表記する。	図 3.1
	○	・車椅子のフットレストが当たりやすい床上 35cm 程度まで「車椅子当り」を取りつけると車椅子及び壁面等の保護になる。	図 3.2
	●	一般基準 ・次に掲げる特別建築物における廊下等には、手すりを設ける。 イ 病院又は診療所 □ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。） ハ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。） 解説 歩行困難者、高齢者、視覚障がい者等に対する歩行補助のため、指定する特別建築物に対しては、手すりの設置が必要である。	図 3.1 図 3.2

図 3.1 手すり（連続設置の例）



項目	●義務 ○推奨	内容	参照 図表
		<p>図 3.2 手すり（壁面設置の例）</p> <p>手すりの仕様は [16]造作設備参照</p>	
通路幅員の確保			
	●	<ul style="list-style-type: none"> 幅は、車椅子使用者同士がすれ違える 180cm 以上確保する。 <p>解説 車椅子使用者同士のすれ違いに配慮。電動車椅子やスポーツ用の車椅子の場合はこの限りではない。</p>	図 3.3 図 3.5
	●	<p>移動等円滑化経路</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅は、120cm 以上とする。 <p>解説 廊下に手すりがある場合の有効幅は、その内側で計測する。</p>	図 3.3 図 3.5

図 3.3 屋内の通路の有効幅員



●120cm 以上

車椅子使用者と横向きの人がすれ違える寸法

○140cm 以上

車椅子使用者が転回(180°)できる寸法

○150cm 以上

人と車椅子使用者がすれ違える寸法
車椅子使用者が回転(360°)できる寸法

○180cm 以上

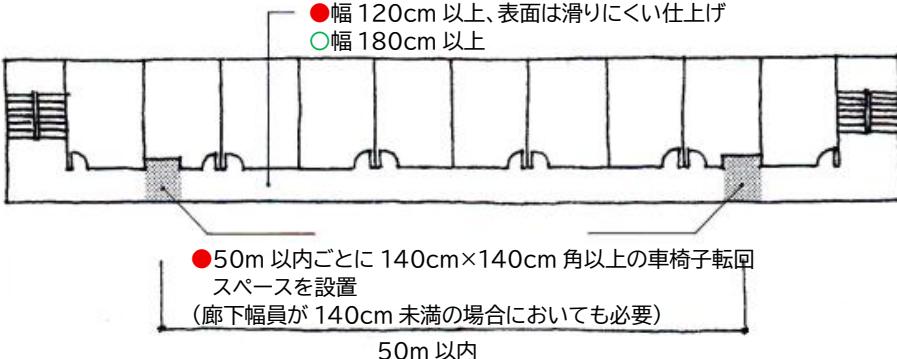
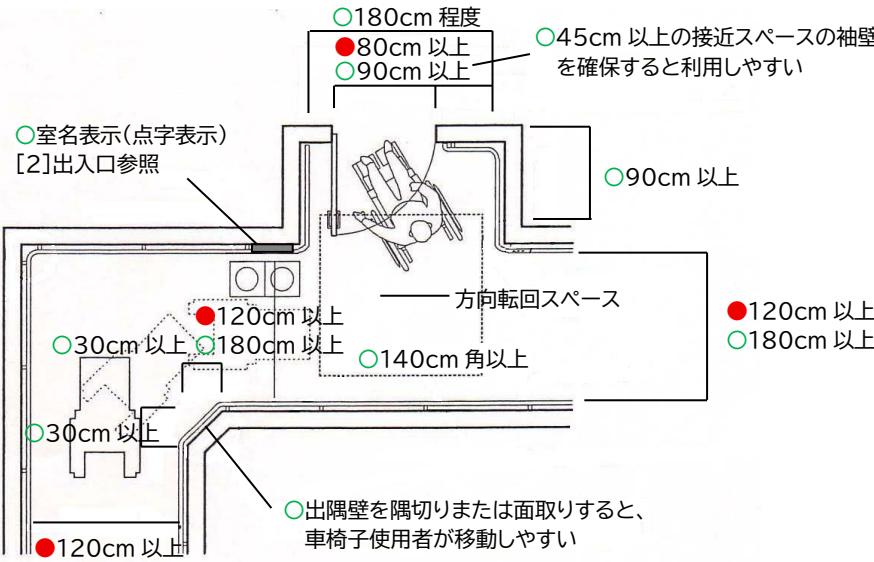
車椅子使用者同士がすれ違える寸法
車椅子使用者と杖使用者がすれ違える寸法

※回転と転回の違い

回転: 360°まわる。車椅子の回転には直径 150cm 以上の円が内接するスペースが必要
転回: 180°方向転換。車椅子の転回には 140cm 角以上のスペースが必要

転回スペース

●	<p>移動等円滑化経路</p> <ul style="list-style-type: none"> 50m 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。 <p>解説 車椅子の転回に支障がない場所として、140cm×140cm のスペースが必要となる。</p>	図 3.4 図 3.5
---	---	----------------

項目	●義務 ○推奨	内容	参照図表
廊下等			
図 3.4 廊下の車椅子転回スペースの設置例			
			
戸の構造			
	○	<ul style="list-style-type: none"> 廊下に面する戸は原則として引き戸又は内開き戸とする。 <small>解説 外開き戸とする場合は、廊下の通行を妨げないようアルコープを設けるなど配慮する。</small> 	図 3.5
	○	<ul style="list-style-type: none"> 戸には衝突防止のためガラス窓（安全ガラス）を設ける。 	
	●	<p>移動等円滑化経路</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がない。 	
図 3.5 廊下の例			
			
乳幼児用設備			
	●	<p>移動等円滑化経路</p> <ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる特別特定建築物（床面積の合計が 5,000 m²以上のものに限る。）は、授乳及びおむつ交換をすることができる場所を一以上設け、その付近にその旨の表示を行う。ただし、他に設ける場合はこの限りでない。 <p>イ 病院又は診療所 □ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ハ 集会場又は公会堂 ニ 展示場 ホ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ヘ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ト 博物館、美術館又は図書館 チ 飲食店 リ 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p><small>解説 授乳室等を設けた場合は、不特定多数の者が利用する利用居室となり、その室まで一以上を移動等円滑化経路としなければならない経路が発生する。なお、便所内の車椅子使用者用便所と授乳場所を兼用することは、本来の役割が異なる施設であり、衛生上の観点からも問題があるため認められない。</small></p>	[12]標識参照

項目	●義務 ○推奨	内容	参照 図表
動線計画			
	○	・通路は、分かりやすく、通行しやすい動線計画、形状等とする。	
	○	・廊下幅は、車椅子や杖使用者の通行に必要な幅と通行頻度等を考慮して決定する。 <small>解説</small> 廊下に植木鉢、自動販売機、消火器等の物品が置かれることもある。有効幅員を狭くしたり、手すりや壁による連続誘導が妨げられないように、設備・備品の設置場所をあらかじめ確保する。	
	○	・長い廊下や広い空間に接する場所に、休憩できる場所を設ける。 <small>解説</small> ベンチや休憩のためのスペースは、通行の妨げにならないよう配慮する。	
側壁等			
	○	・曲がり角の出隅部分は「隅切り」などにより、見通しを確保し、車椅子が転回しやすいよう配慮する。 <small>解説</small> コーナーミラーの設置でも良い。	図 3.6
	○	・通行の支障とならないよう壁面からの突出物は設けない。	
	○	・視覚障がい者の杖の位置に配慮し、やむをえず高さ 65cm 以上の部分に突出物を設ける場合は、突き出し部分を 10cm 以下とする。	
	○	・床から壁の立ち上がり境を視認しやすくなるため、床仕上げ材料と壁は、明度、色相または彩度の差に留意する。	
図 3.6 側壁・曲がり角の隅切り			
照明			
	○	・廊下の照明は通行に支障のない明るさとする。 <small>解説</small> 適宜、足元灯や非常用照明装置を設置する。	
	○	・床面をより明確に示すため、標準的な照明方法に加え、目の高さより下に取り付ける照明設備も整備する。	
誘導案内			
	○	・主要な居室・便所・エレベーター・階段等には視覚障がい者誘導用ブロック、音声案内装置により案内・誘導する。	
	○	・廊下等は、標識など必要な情報のみ掲示するようにする。 <small>解説</small> ポスターなど様々な情報があると、知的障がい者は必要な情報を得ることが難しい。	
防火戸			
	○	・防火戸は一目見てわかる配置・デザインとする。	
	○	・85cm 以上の有効幅を確保する。	

チェック項目（義務基準）		
一般基準	仕上げ	
	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	点状ブロック等	
	②点状ブロック等の敷設 (階段、傾斜路又はエスカレーターの上下端に近接する部分)	
移動等内滑化経路	手すり等	
	③手すりを設けているか (条例第14条第2号に定める特別特定建築物に限る)	
	通路幅員の確保	
	①幅は120cm以上であるか	
	転回スペース	
	②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか	
	戸の構造	
	③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	乳幼児用設備	
	④授乳及びおむつ交換のできる場所を設け、その付近にその旨の表示をしているか (1以上。条例第25条第1項第1号に掲げる特別特定建築物のうち、5,000㎡以上のものに限る)	

4 階段 (政令第12条 条例第15条)

■基本的な考え方

階段は、高齢者や障がい者等の通行にとって大きな負担となるとともに、転落などの事故の危険性が高いところであるため、安全性を確保するとともに、負担を軽減するよう配慮する必要がある。

■目次

項目	ページ
設置位置	4-2
階段の形状	4-2
階段の幅	4-3
けあげ・踏面等	4-3
仕上げ	4-3
手すり	4-5
衝突の防止	4-5
点状ブロック等	4-5
照明等	4-7
段差解消機	4-7

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
設置位置			
	○	・エレベーターホールの近くは、車椅子使用者等が転落するおそれがあるので、階段又は段を設けない。	
階段の形状			
	○	・折り返し階段とする。 <small>解説</small> 直階段は、万一転落した場合、一気に下まで落ちてしまう危険性がある。	図 4.1
	○	・階段の上端・下端の水平スペースは十分な空間を設ける。	
	○	・階段の踊場に、避難時に車椅子使用者等自力で階段を下りることができない人のために、救助を待つための一時待避スペースを確保する。	
	○	・階段下側の天井が低くなる部分では、歩行者がぶつかる危険があるため、安全対策をする。 <small>解説</small> 階段下の空間をそのまま開放する場合、視覚障がい者等が頭をぶつける可能性があるため、柵やベンチ等を適切に配置し、注意喚起を行う。	図 4.2
	●	・主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 <small>解説</small> 回り階段は、視覚障がい者が方向を失ったり、踏面の寸法が内側と外側で異なるために段を踏み外したり、昇降動作と回転動作が同時に発生するため危険が生じやすい。 主たる階段に該当しないもの：常時閉鎖式の避難階段・結婚式場の演出用階段	図 4.1

図 4.1 階段の形状

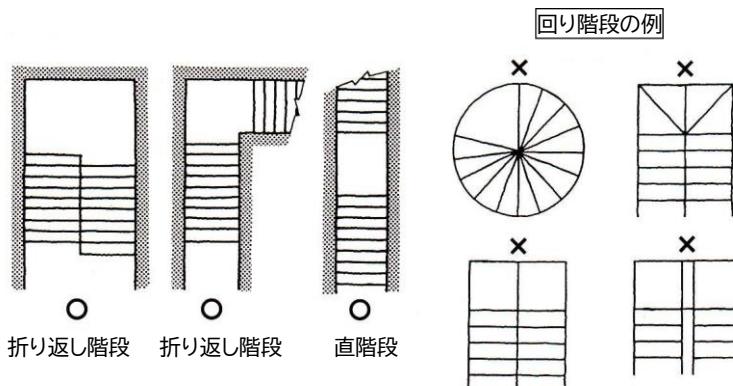
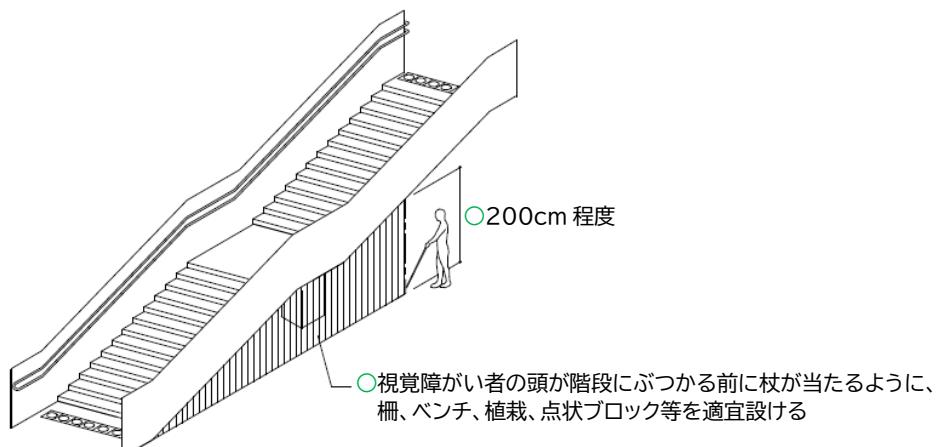


図 4.2 視覚障がい者に対する階段下の安全確保の措置の例

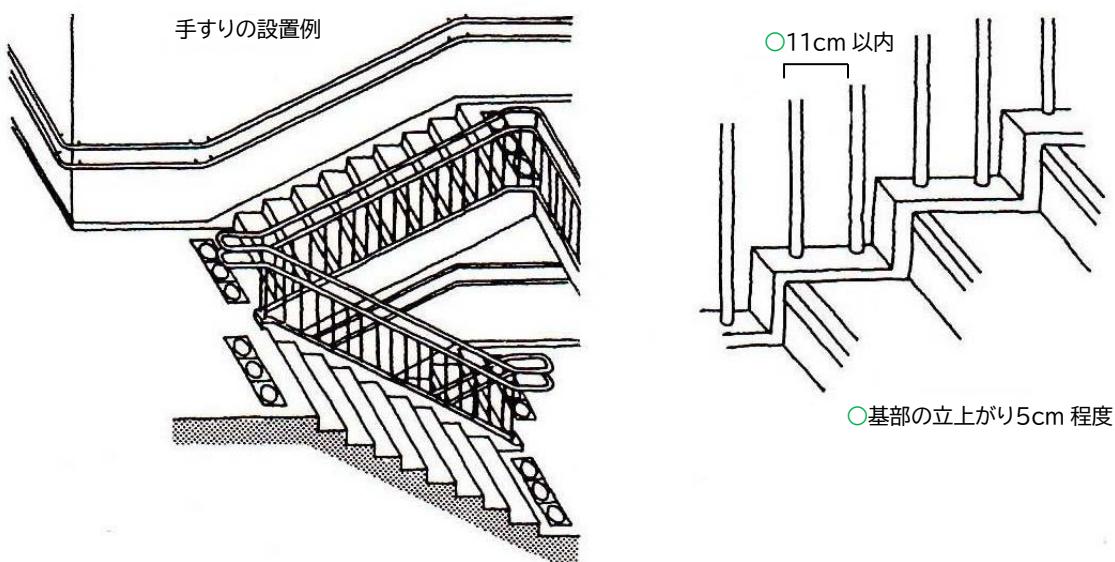


項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
階段の幅			
	○	・杖使用者の利用に配慮し、階段の幅は140cm以上とする。	
	○	・主たる経路が傾斜路ではなく、階段となる場合は、屋外及び屋内に限らず、180cm以上の幅とする。	
	○	・階段の幅は、階段利用の想定人数に基づき、適切な幅を確保する。	
けあげ・踏面等			
	○	・連続する階段の中では、けあげ、踏面を変えない。	図4.7
	○	・けあげは16cm以下、踏面は30cm以上、け込み2cm以下とする。	図4.3 図4.11
	●	一般基準 <ul style="list-style-type: none"> 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。 <small>解説 つまずきやスリップによる転落を防止するため、下記のものは禁止。</small> 段鼻が突き出している形状 け込み板のない階段 	図4.3 図4.4
図4.3 けあげ・踏面・け込み			
<p>図4.3 けあげ・踏面・け込み</p> <p>○踏面 30cm 以上</p> <p>○けあげ 16cm 以下</p> <p>○け込み 2cm 以下</p> <p>●け込み板のないものは避ける</p> <p>●踏面がとびだしていると危険</p>			
仕上げ			
	○	・床の表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げる。	
	●	一般基準 <ul style="list-style-type: none"> 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 <small>解説 利用者の視線の高さや配置によっては、階段をスロープと誤認する場合があるため、配慮が必要。色覚障がいのある人に配慮した色の組み合わせ等に関しては、[0]序章 及び「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」(大阪府作成) 参照</small> 	図4.4
	●	一般基準 <ul style="list-style-type: none"> 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 <small>解説 階段の踏面の仕上げ材料についての規定であり、歩行者が昇降中に足を滑らせないような材料で仕上げることを求めている。床材の滑りの評価指標としては、日本産業規格JIS A 1454がある。</small> 	図4.7

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
階段		<p>図 4.4 段鼻（単位：mm）</p> <p>【識別しやすい段鼻の例】</p> <p>段鼻は踏面及びけあげと区分できるものとし、かつ、つまずきにくいものとすること</p> <p>黒い部分：滑り止め</p>	
		<p>【識別しにくい段鼻の例】</p>	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
手すり			
	○	・広幅員の階段にあっては、原則両側に手すりを設ける。 <small>解説</small> 水平スペースが狭いと、転落の可能性が高まる。	
	○	・手すりはできる限り連続させ、壁面を手すり子形式とする場合は、基部を5cm以上立ち上げる。	図4.5 図4.7
	○	・手すり子形式の場合は、子供の落下防止等を考慮し、手すり子のピッチを11cm以内とする。	図4.5
	○	・手すりの起点及び終点は、点字で階数等を表示する。また、点字を読めない視覚障がい者もいるため、点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内・誘導を併用する。	図4.11
	○	・階段の手すりの端部は歩き始めの安定確保や視覚障がい者の利用配慮のため、45cm以上の長さの水平部分を設ける。	図4.7 図4.11
	○	・手すりは、階段の勾配を感じるように勾配に合わせて取り付ける。波型手すりは使用しない。	
	一般基準		
	●	・踊場を除き、手すりを設ける。 <small>解説</small> 歩行困難者、高齢者、視覚障がい者等の昇降時利用に配慮し手すりを設置する。(踊場にも連続して手すりを設ける。)また、障がいが身体の左右どちらにある人でも利用できるよう、左右両側に設ける。誰もが安全に安心して利用できる形状のものを使用する。	図4.5 図4.7

図4.5 手すり



衝突の防止

○	・折り返し階段の屈曲部には、聴覚障がい者等が安全に通行できるよう、衝突を回避するための鏡を設ける。
---	---

点状ブロック等

	一般基準	
	<ul style="list-style-type: none"> 段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、視覚障がい者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。 <p><small>解説</small> 階段の踊場には点状ブロック等の敷設が必要である。ただし、次の場合は規定は適用されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【国土交通大臣が定める場合】(国土交通省告示第1497号・条例施行規則第4条) <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場に設ける階段の場合 ・段がある部分と連続して手すりを設ける場合 <p>点状ブロックは、階段幅の全幅、かつ段差のある部分（上下端とも）の手前30cm程度に敷設する。</p>	図4.6 図4.7 図4.11

階段

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
		<p>図 4.6 滑り止め・点状ブロック等</p> <p style="text-align: right;">段鼻の幅 = $\{(A+B) \text{掛ける } 1/8 \sim 1/4\}$以下</p> <p>図 4.7 階段の形状</p> <p style="text-align: center;">●手すりが連続して設置されていない場合、踊場の注意喚起用の点状 ブロック等の敷設が必要 (○手すりが連続している場合も設置する。)</p> <p style="text-align: center;">●表面は滑りにくい仕上げ</p> <p style="text-align: center;">●けあげ</p> <p style="text-align: center;">●け込み板を設ける</p> <p style="text-align: center;">踏面</p> <p style="text-align: center;">○けあげ・踏面を一定とする</p> <p style="text-align: center;">段鼻</p> <p style="text-align: center;">け込み板</p> <p style="text-align: center;">けあげ</p> <p style="text-align: center;">●手すり</p> <p style="text-align: center;">○連続手すり(両側)</p> <p style="text-align: center;">○手すりの起点及び終点に 点字表示をする</p> <p style="text-align: center;">○段鼻から 45cm 以上延長する</p> <p style="text-align: center;">○手すり子形式の場合基部を 5cm 程度立ち上げる</p> <p style="text-align: center;">●手すりが連続して設置されていない場合、踊場の注意喚起用の点状 ブロック等の敷設が必要 (○手すりが連続している場合も設置する。)</p>	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表	
照明等				
	○	・照明などにより、むらなく明るくする。		
	○	・階段室に窓を設ける場合は、太陽光線が直接目に入ることのないように、配慮する。 <small>解説 適宜、足元灯や非常用照明装置を設置する。</small>	図 4.11	
	○	・床面をより明確に示すため、標準的な照明方法に加え、目の高さより下に取り付ける照明設備も整備する。	図 4.11	
段差解消機				
	○	・台の寸法は幅 90cm 以上、奥行き 150cm 以上とする。	図 4.8	
	○	・段差解消機周辺のスペースは 150cm 角以上を確保する。	図 4.8	
	○	・呼び出しボタンの高さは 70cm~120cm 程度とする。		
	○	・出入口の幅は 90cm 以上とする。		
	○	・出入口には袖壁を設ける。		
	○	・高さ 80cm~100cm 程度にある手すりを 2 箇所以上に設置する。		
	○	・制御装置のボタンは肘でも操作可能なものとする。		
	○	・外部からも操作可能な制御装置を設ける。		
	○	・最大移動高さは、扉なしでは 200cm、扉ありの場合は 400cm とする。		
図 4.8 段差解消機の籠の例				
	<p>○幅 90cm 以上 ○奥行き 150cm 以上 ○進行方向 ○乗降スペース</p>			
	<p>○段差解消機周辺のスペースは 150cm 角以上を確保する ↑ 進行方向 ↑ 乗降スペース</p>			
	<p>※高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和 7 年度改正版)に掲載の図より作成</p>			
図 4.9 斜行型段差解消機の例				
	<p><斜行型段差解消機></p> <p>籠操作盤 乗り場操作盤 遮断棒 籠 渡し板 (※障害物検知装置を設置した場合 には、壁又は扉は設けなくてよい)</p>			
図 4.10 鉛直型段差解消機の例				
	<p><鉛直型段差解消機></p> <p>手すり 籠操作盤 可動式手すり 籠 渡し板</p>			
	<p>(出典:高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和 7 年度改正版))</p>			

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
図			
<p>図 4.11 望ましい階段の寸法</p> <p>○水平部分は 45cm 以上</p> <p>○手すり 75cm~85cm 程度</p> <p>○手すり 60cm~65cm 程度</p> <p>○足元灯</p> <p>○踏面 30cm 以上 けあげ 16cm 以下 け込み 2cm 以下</p> <p>○水平部分は 45cm 以上</p> <p>○手すりの高さは段鼻から 75cm~85cm ほど</p> <p>○連続手すり(両側) 点字表示</p> <p>●階段の上下端の注意喚起用の 点状ブロック等の敷設 [3]廊下等 参照</p> <p>○幅 140cm 以上</p>			

チェック項目（義務基準）	
一般基準	手すり
	①手すりを設けているか（踊場を除く）
	仕上げ
	②表面は滑りにくい仕上げであるか
	③段は識別しやすいものか
	④段はつまずきにくいものか
点状ブロック等	点状ブロック等
	⑤踊場への点状ブロック等の敷設（段部分の上下端に近接する部分）
階段の形状	階段の形状
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか

5 傾斜路 (政令第13条 条例第16条)

■基本的な考え方

道等から利用居室、車椅子使用者用便所、車椅子使用者用駐車施設まで、高齢者、障がい者等が段なく利用できるようにする必要がある。

この章では、建築物内部の傾斜路について解説する。(屋外の傾斜路については、[1] 敷地内の通路を参照)

■目次

項目	ページ
配置の原則	5-2
動線計画	5-2
幅員	5-2
勾配	5-2
踊場	5-2
仕上げ	5-3
側壁・立上がり	5-3
手すり	5-3
点状ブロック等	5-3
照明設備	5-3

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表															
配置の原則																		
	○	・全長 60m を超える傾斜路、すなわち、垂直高低差が 3m を超える場合は、高低差の解消は、エレベーターを設置する等の傾斜路以外の方法とする。																
動線計画																		
	○	・できる限り主要な敷地内の通路に併設して設け、最短経路を確保する。																
	○	・経路に傾斜路と階段を並べて併設する場合、それぞれの位置関係は建物内で可能な限り統一する。																
	○	・義足使用者や片まひ者は階段のほうが上り下りしやすい場合もあるため、緩勾配の手すり付階段を併設する。																
幅員																		
	○	・斜路の幅員は、階段に代わるものは 150cm 以上、階段に併設するものは 120cm 以上とする。 <small>解説 電動車椅子やスポーツ用車椅子など、車椅子によって必要な寸法は異なるので注意が必要。</small>	図 5.1															
	●	移動等円滑化経路 ・幅は、階段に代わるものにあっては 120cm 以上、階段に併設するものにあっては 90cm 以上とする。																
図 5.1 廊下に高低差がある場合の傾斜路による段差解消例																		
勾配																		
	●	移動等円滑化経路 ・勾配は、1/12 を超えない。ただし、高さが 16cm 以下のものにあっては、1/8 を超えない。	表 5.1															
表 5.1 建築物内に設ける傾斜路の勾配・高さと、手すり・点状ブロック等の関係																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>高さ</th> <th>勾配</th> <th>1/20以下</th> <th>1/20より大きく、1/12以下</th> <th>1/12より大きい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16cm以下</td> <td></td> <td>手すり:任意 点状ブロック等:任意</td> <td>手すり:任意 点状ブロック等:任意</td> <td>手すり:必要 点状ブロック等:必要</td> </tr> <tr> <td>16cmより大きい</td> <td></td> <td>手すり:必要 点状ブロック等:任意</td> <td>手すり:必要 点状ブロック等:必要</td> <td>手すり:必要 点状ブロック等:必要</td> </tr> </tbody> </table>				高さ	勾配	1/20以下	1/20より大きく、1/12以下	1/12より大きい	16cm以下		手すり:任意 点状ブロック等:任意	手すり:任意 点状ブロック等:任意	手すり:必要 点状ブロック等:必要	16cmより大きい		手すり:必要 点状ブロック等:任意	手すり:必要 点状ブロック等:必要	手すり:必要 点状ブロック等:必要
高さ	勾配	1/20以下	1/20より大きく、1/12以下	1/12より大きい														
16cm以下		手すり:任意 点状ブロック等:任意	手すり:任意 点状ブロック等:任意	手すり:必要 点状ブロック等:必要														
16cmより大きい		手すり:必要 点状ブロック等:任意	手すり:必要 点状ブロック等:必要	手すり:必要 点状ブロック等:必要														
踊場																		
	○	・踊場は、高低差 50cm 以内ごとに設ける。																
	○	・傾斜路の曲りの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分は、150cm 以上の水平な踊場を設ける。ただし、折り返し、転回箇所における踊場の場合は、傾斜路の幅員と同じ幅を確保する。																
	●	移動等円滑化経路 ・高さが 75cm を超えるものにあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設ける。																

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
仕上げ			
●	一般基準	・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	
	一般基準	・その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	
側壁・立ち上がり			
●	一般基準	・その両側に、側壁又は立ち上がり部を設ける。 <small>解説</small> 視覚障がい者の杖等による危険の認知や、車椅子のキャスターの脱輪防止のため、立ち上がり部は5cm以上設ける。手すりを設けた場合でも必要。	
手すり			
○	一般基準	・手すりは左右両側に設ける。	
○	一般基準	・出入口付近の手すりには、室名、現在位置等を、点字表記する。	
○	一般基準	・手すりはできる限り連続させ、壁面を手すり子形式とする場合は、基部を5cm以上立ち上げる。	
○	一般基準	・傾斜路の手すりの端部は歩き始めの安定確保や視覚障がい者の利用配慮のため、45cm以上の長さの水平部分を設ける。	
○	一般基準	・手すりは傾斜路の勾配を感じるように勾配に合わせて取り付ける。波型手すりは使用しない。	
●	一般基準	・勾配が1/12を超える、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。	
点状ブロック等			
●	一般基準	・傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。ただし、視覚障がい者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 <small>解説</small> 傾斜路の踊場には点状ブロック等の敷設が必要である。ただし、次の場合は規定は適用されない。 【国土交通大臣が定める場合】（国土交通省告示第1497号・条例施行規則第5条） ・勾配が1/20を超えない傾斜の上下端に近接するもの ・高さが16cmを超えて、かつ勾配が1/12を超えない傾斜の上下端に近接するもの ・駐車場に設ける廊下等の場合 ・傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合	
照明設備			
○	一般基準	・通行に支障のない明るさ、むらのない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。	
○	一般基準	・床面をより明確に示すため、標準的な照明方法に加え、目の高さより下に取り付ける照明設備も整備する。	

チェック項目（義務基準）	
一般基準	手すり
	①手すりを設けているか（勾配1／12を超える、又は高さ16cmを超える傾斜部分）
	仕上げ
	②表面は滑りにくい仕上げであるか
	③前後の廊下等と識別しやすいものか
	点状ブロック等
	④踊場への点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上下端に近接する部分）
	側壁・立ち上がり
移動等円滑化経路	⑤両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか
	幅員
	⑥幅は階段に代わる場合は120cm以上、階段に併設する場合は90cm以上であるか
	勾配
踊場	⑦勾配は1／12を超えていないか（高さ16cm以下の場合は1／8を超えていないか）
	⑧高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか

6 エレベーター (政令第19条 条例第25条)

■基本的な考え方

エレベーターは、高齢者、障がい者等にとっては、垂直移動の大切な手段である。

建築物の高層化が進む中で、垂直移動が必要な施設は、エレベーターを設置することが望ましい。

また、エレベーターを設置する場合には、高齢者、障がい者等が利用しやすいように配慮することが必要である。

エレベーターは、高齢者や障がい者だけでなく、ベビーカー使用者やキャリーケースを持った旅行客等、多くの方が利用するため、誰もが利用しやすく、わかりやすい位置に、施設用途や規模、利用状況に応じた台数のエレベーターを設けることが重要である。

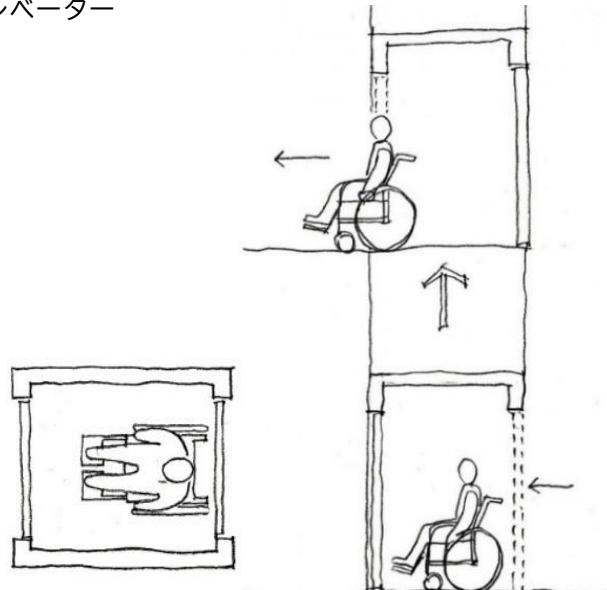
■目次

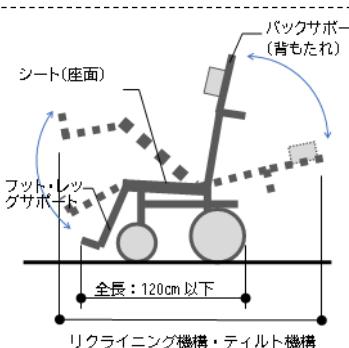
項目	ページ
停止階	6-2
出入口	6-2
籠の大きさ	6-3
鏡	6-4
手すり	6-4
乗降ロビー	6-5
非常時のための設備	6-5
制御装置	6-5
標識(再掲)	6-8
音声案内（戸の閉鎖・昇降方向）	6-8
点字ブロック等	6-8
明るさ	6-8
エレベーターの設置	6-8
エレベーターの標準規格	6-8
防火区画	6-8
屋外に面するエレベーター	6-8
乗客への情報提供・表示	6-8
足蹴り式ボタン	6-9
ソフト対応	6-9

■整備基準

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
停止階			
	●	移動等円滑化経路 ・籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この章において同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止する。	
出入口			
	○	・出入口の幅は、車椅子使用者の利便性を考慮し、90cm以上とする。 <small>解説</small> 日本産業規格 JIS T 9201に定められる手動車椅子であれば出入口の幅が80cmでも利用可能であるが、電動車椅子や、スポーツ用の車椅子の場合、利用できないものがある。（例：テニス用車椅子幅87cm）	図 6.5 図 6.6
	○	・車椅子がかご内で転回する必要のない（かごの前面と背面に設置した）2箇所のドアを用いた貫通型とする。	図 6.1
	○	・かご及び昇降路の出入口の袖壁は袖なしもしくは片袖とする。	
	○	・遠くからでもエレベーターが視認できるように、分かりやすい色合いにする等、配色に留意する。	
	●	移動等円滑化経路 ・籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とする。	図 6.5 図 6.6
	●	移動等円滑化経路 ・籠及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設ける。 <small>解説</small> 使用者の安全を図るための措置。光電式の場合は、光電ビームを2条以上、床上20cm及び60cm程度の高さに設ける。	図 6.6 図 6.7
	●	移動等円滑化経路 ・籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込み、又はその他の装置を設けることにより、籠の外部から籠内を見ることができる構造とする。 <small>解説</small> 事故等の際に内部を確認することができるよう必要。 防火区画との関係からガラス等による窓を設置できない場合は、籠の外部から内部を確認できるカメラ等を設ける。この場合、管理事務所（管理事務所がない場合は、メインロビー等）にモニターテレビを設置する。ガラス窓の高さは、床面から概ね50cm程度とする。	図 6.5 図 6.7

図 6.1 出入口が複数あるエレベーター



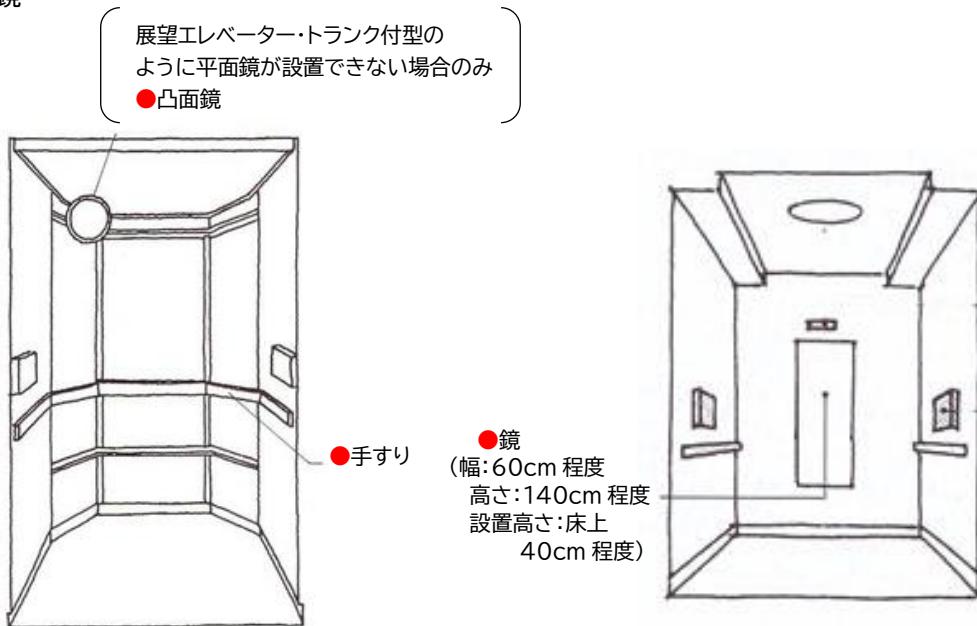
項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表																																														
籠の大きさ																																																	
○	・大規模施設、集会施設、劇場等一度に多くの車椅子使用者が集中することが想定される施設では、イベント開始時間など特定の時間帯に稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターの籠の大きさ、設置数、配置等を十分に検討する。		表 6.1																																														
○	・施設の用途や規模、利用状況に応じて、籠の幅は 160cm 以上とし、籠の奥行きは 150 cm 以上とすることを検討する。 解説 篓の幅を 160cm 以上とすることで、車椅子が 2 台同時に乗車することができる。(電動車椅子やスポーツ用車椅子など、車椅子によって必要な寸法は異なるので注意が必要。) 籠の奥行きを 150cm 以上とすることで、座位変換型の(電動)車椅子使用者等が円滑に利用することができる。 病院、福祉施設等では、緊急時のストレッチャー利用等の利用特性に配慮した籠形状とする。		表 6.1 図 6.2 図 6.6																																														
○	・多数の者が利用し、又は床面積の合計が 2,000 m ² 未満の不特定多数の者が利用する建築物でも、主要な経路上のエレベーターの籠の幅は、できるかぎり 140cm 以上かつ収容人員 11 人乗り以上とし、籠は、車椅子の転回に支障がない構造とする。 解説 電動車椅子等、大きな車椅子では奥行き 135cm では利用できない場合があること、車椅子が 2 台同時に利用する場合があることを踏まえ、収容人員 15 人乗り以上とすることが望ましい。		表 6.1																																														
表 6.1 JIS A 4301 に定められたエレベーターの籠の大きさ等																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">最大定員 (人)</th> <th colspan="2">籠の内法寸法</th> <th rowspan="2">出入口の 有効幅員(cm)</th> </tr> <tr> <th>間口(cm)</th> <th>奥行き(cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9</td> <td>105</td> <td>152</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>140</td> <td>135</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>160</td> <td>135</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>160</td> <td>150</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>180</td> <td>150</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200</td> <td>135</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>180</td> <td>170</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200</td> <td>150</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>200</td> <td>175</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td></td> <td>215</td> <td>160</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				最大定員 (人)	籠の内法寸法		出入口の 有効幅員(cm)	間口(cm)	奥行き(cm)	9	105	152	80	11	140	135	80	13	160	135	90	15	160	150	90	17	180	150	100		200	135	110	20	180	170	100		200	150	110	24	200	175	110		215	160	
最大定員 (人)	籠の内法寸法		出入口の 有効幅員(cm)																																														
	間口(cm)	奥行き(cm)																																															
9	105	152	80																																														
11	140	135	80																																														
13	160	135	90																																														
15	160	150	90																																														
17	180	150	100																																														
	200	135	110																																														
20	180	170	100																																														
	200	150	110																																														
24	200	175	110																																														
	215	160																																															
図 6.2 座位変換型の車椅子																																																	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">座位変換型の(電動)車椅子</p> <p>・座位変換型の(電動)車椅子は、リクライニング機構や身体支持部のティルト機構等を有する車椅子で、座位姿勢の保持が困難な方等が楽な姿勢を保持しやすくするために多く使用されている。 ・リクライニング機構とは、車椅子のバックサポート(背もたれ)やレッグサポート角度が調節できる機構、ティルト機構とは、車椅子のシート(座面)との角度が固定されたまま、シート及びバックサポートの傾斜を一体的に調整できる機構である。 ・これらの機構を用いてバックサポートを後方へ傾斜させ、レッグサポートを挙上する場合の当該車椅子の全長は、日本産業規格(JIS)に示される全長 120cm に比べて大きくなる。</p> </div>																																																	
 <p>リクライニング機構・ティルト機構 使用時の全長の例：約 145～165cm 程度</p> <p>(寸法はあくまで例であり、これより大きなものもある)</p>																																																	

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
エレベーター	●	移動等円滑化経路 <ul style="list-style-type: none"> 籠の奥行きは、135cm以上とする。 <p>解説 日本産業規格（JIS）に準拠したEVであれば、一般乗用（Pタイプ）は11人乗り以上、住宅用（Rタイプ）は9人乗り以上で奥行き135cmが確保される（手すり及び車椅子用の制御装置の幅は10cmを限度として、ないものとみなして算定する。） 電動車椅子等、大きな車椅子では、奥行きが135cmでは利用できないものがあるため、施設利用者に併せて計画する必要がある。</p>	図6.6
	●	移動等円滑化経路 <p>不特定かつ多数の者が利用する2,000m²以上の建築物に設ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 籠の幅は、140cm以上とする。 	図6.6
	●	移動等円滑化経路 <p>不特定かつ多数の者が利用する2,000m²以上の建築物に設ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とする。 	

鏡

	移動等円滑化経路 <ul style="list-style-type: none"> 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設ける。 ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。 <p>解説 篓内で転回しなくても車椅子使用者が戸の開閉状況など背後の状況を確認するためのものであり、安全ガラスや金属属性平面鏡を設置する。 平面鏡の大きさは幅60cm×高さ140cm程度とし、設置高さは床上40cm程度とする。なお、車椅子使用者の乗り降りに配慮し、足元（床面）まで鏡とすることが望ましい。 ただし、籠内で転回しなくともよい2方向出入口のエレベーターで、2の階のみに停止するもの又は開閉する出入口を音声により案内する設備を有するものの場合は、この限りではない。</p>	図6.3 図6.5
--	---	--------------

図6.3 鏡

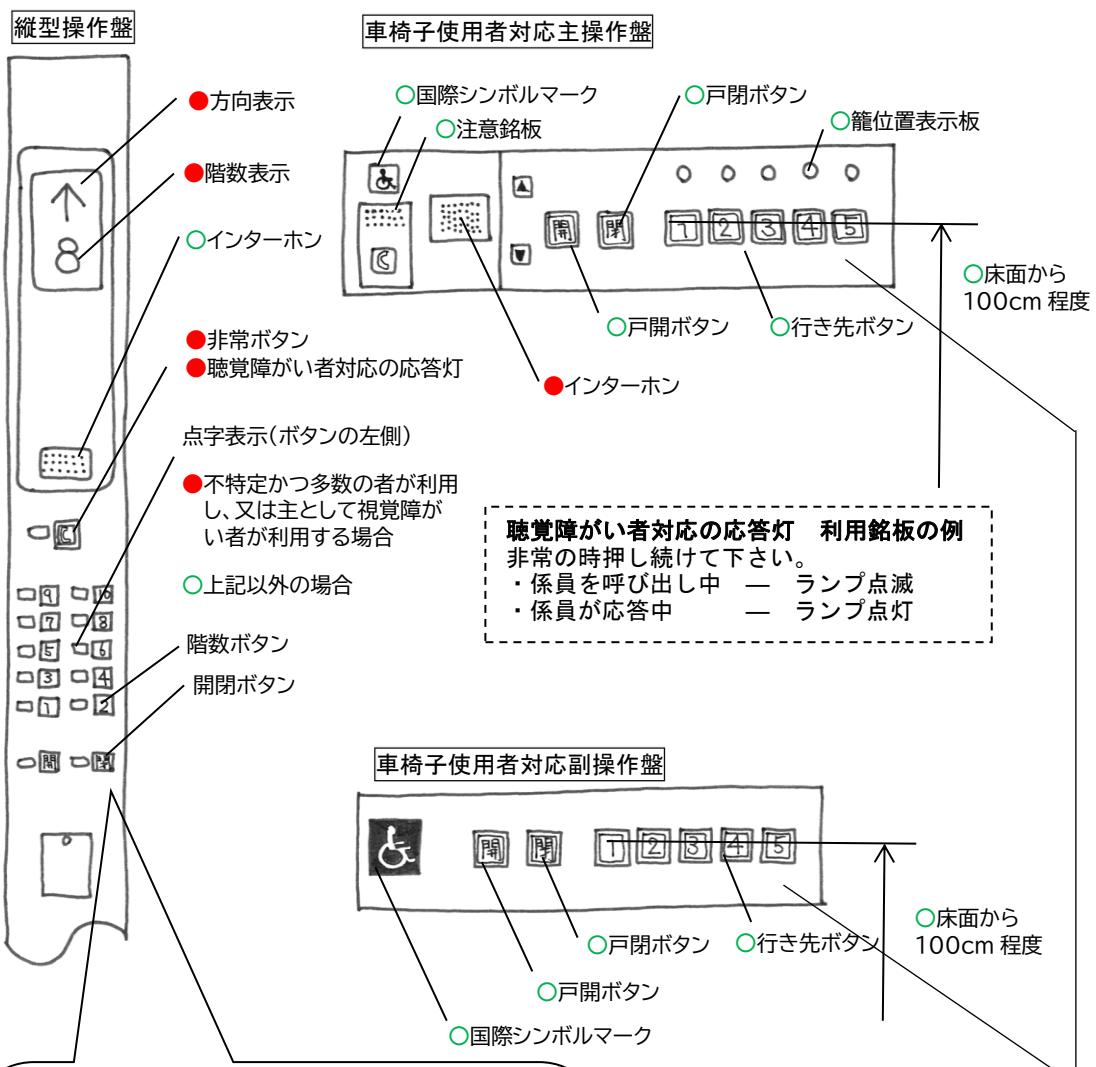
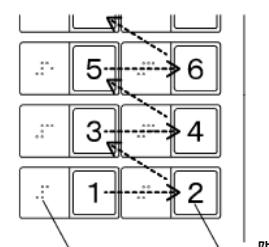
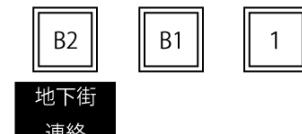


手すり

○	・籠が比較的大きい場合は、正面にも手すりを設ける。	図6.8
●	移動等円滑化経路 <ul style="list-style-type: none"> 籠内の左右両面の側板に、手すりを設ける。 <p>解説 手すり取り付け高さは75cm～85cm程度とする。</p>	図6.6 図6.8

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
乗降口ビー			
	○	・乗降口ビーの広さは180cm角以上確保する。	図6.6
	○	・エレベーターホールの近くは、車椅子使用者等が転落するおそれがあるので、階段又は段を設けない。 解説 やむを得ずエレベーター付近に階段又は段を設ける場合には、車椅子使用者等の転落防止等に十分注意した配置とする。	
	○	・籠の床と乗降口ビーの床の段は小さくし、かつ、隙間は車椅子のキャスターが落ちないよう3cm以下とする。	
	○	・乗降口ビーに設ける操作ボタンの下部には物を置かない。	
	○	・乗降口ビーは適宜照明を行い、制御装置等を見やすくする。 解説 エレベーターは建物の角に設置されることが多く、照明が暗くて制御装置等が見にくい場合がある。	
	●	移動等円滑化経路 ・乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とする。 解説 乗降口ビーにて車椅子使用者が回転できるスペースを確保し、直進でエレベーターに進入または退出できるものとする。	
非常時のための設備			
	○	・事故等の際に、外部とスムーズに意思疎通ができるよう、音声による案内、情報提供を行う電光表示板や手話を表示できるモニター装置（内部の様子が分かるもの）等、管理者等とコミュニケーション可能な設備を設置する。	
	●	移動等円滑化経路 ・籠内に設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）に、停電等の非常の場合に外部の対応の状況を表示する聴覚障がい者に配慮した装置を設ける。	図6.4
制御装置			
	○	・制御装置の取り付け位置、配列、ボタンの形状、使い方等を同一建物内で統一する。 解説 車椅子使用者が利用できるエレベーターを複数設置した場合は、車椅子使用者が利用できる乗り場ボタンを1台分だけ設置するのではなく、利用できるエレベーターすべてに設置することが望ましい。	
	○	・一般用制御装置の取り付け位置は、片側の場合は扉に向かって右側とする。	
	○	・点字表示は、ボタンが縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に行う。 解説 点字表示についてはJIS T 0921に基づく。	
	○	・階数ボタンは浮彫階数表示（さわってわかる表示）とする。	図6.4
	○	・ボタン操作時に応答音による案内とする。	
	○	・乗り場ボタン及び操作盤ボタンは、大きく、丸い形状のものを利用する。ボタンを押した際に、押せたことが視覚障がい者や、聴覚障がい者でもわかるよう、電飾と音で報せる構造にする。 解説 ボタンは、指の動きが不自由でも押せる形状とする。	
	○	・ドアの開放時間は10秒程度とする。	
	○	・ボタンの文字は、周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により弱視者（ロービジョン）の操作性に配慮したものであること。	
	○	・乗り場ボタン・操作盤ボタンは、点字に加え、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類するものにより、視覚障がい者が円滑に操作できる構造とする。	
	○	・点字表示は、かご内の立位で使用する乗り場ボタン、操作盤の各ボタン（階数、開閉、非常呼び出し、インターホン）に設ける。	
	●	移動等円滑化経路 ・籠内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。 解説 ボタンは100cm程度の高さとする。 イ 篓及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有する。 解説 戸の開放時間が通常より長くなる機能。 ロ 篓内に設けるもののうち一以上は、呼びボタン付きのインターホンを有する。 解説 ボタンの形状を触覚でわかるようにする。	図6.8
	●	移動等円滑化経路 不特定かつ多数の者が利用する2,000m²以上の建築物に設ける場合 ・制御装置は、籠内の左右両面（2の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する機能を有するものにあっては、片面）の側板に設ける。	図6.7

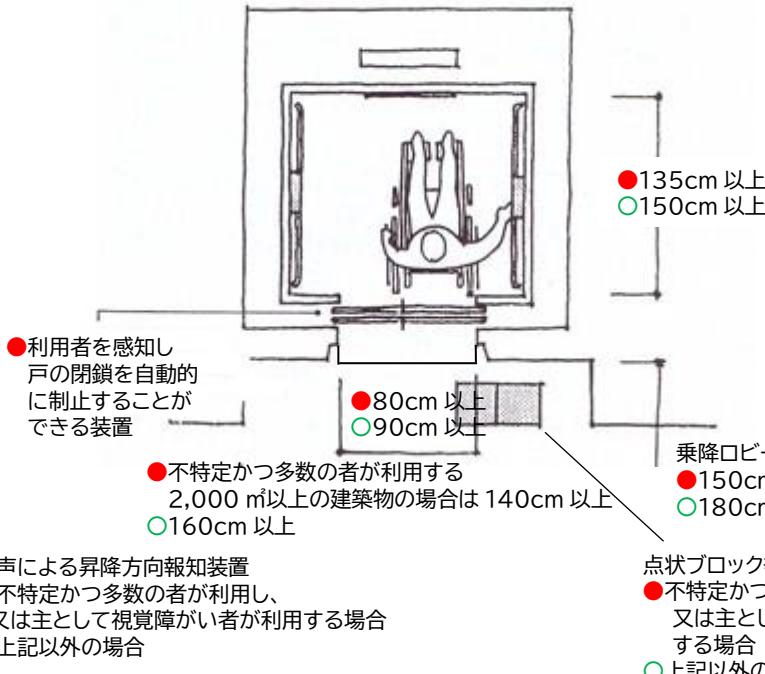
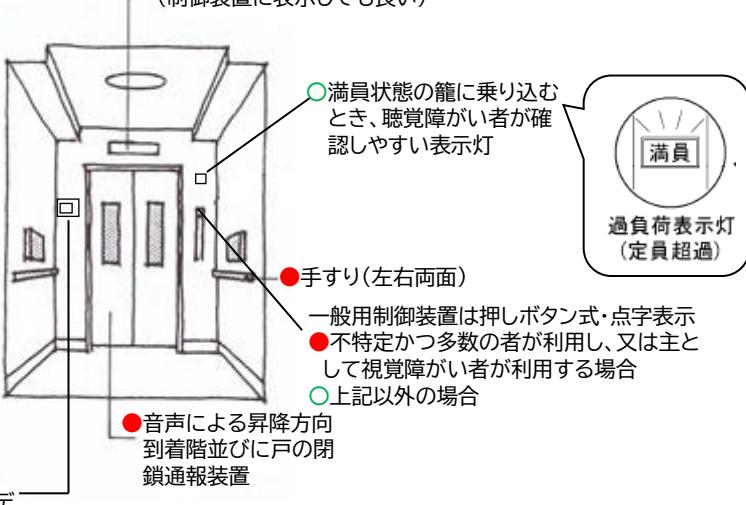
項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
	●	(表示) 移動等円滑化経路 ・籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設ける。 解説 聴覚障がい者は音声案内に頼るのが困難なため、表示の可視化が必要である。	図 6.4 図 6.5 図 6.6
	●	(表示) 移動等円滑化経路 ・乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設ける。 解説 聴覚障がい者は音声案内に頼るのが困難なため、表示の可視化が必要である。	図 6.4
	●	(点字表示等) 移動等円滑化経路 不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合 ・籠内及び乗降口ビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とする。 (ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降口ビーの場合は、この限りでない) 解説 【国土交通大臣が定める方法】(国土交通省告示第 1493 号) ・文字等の浮き彫り ・音による案内 ・点字及び上記 2 つに類するもの 点字表示を制御装置に設ける際、立位で使用する制御装置に設けることを基本とする。操作ボタンへの点字表示は、ボタンの左側に設けるようにする。	図 6.4 図 6.5 図 6.6 図 6.7 図 6.9
	●	(形状) 移動等円滑化経路 不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合 ・制御装置は、押しボタン式とする。 (ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降口ビーの場合は、この限りでない) 解説 タッチセンサー式のボタンは、視覚障がい者には押したか否か認知が難しいため、ストローク（ボタンを押し下げる）のある押しボタンとする必要がある。	図 6.4 図 6.5 図 6.6 図 6.7 図 6.9

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
		 <p>図 6.4 制御装置</p> <p>縦型操作盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ●方向表示 ●階数表示 ○インターホン ●非常ボタン ●聴覚障がい者対応の応答灯 点字表示(ボタンの左側) ●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する場合 ○上記以外の場合 階数ボタン 開閉ボタン ○間 開 閉 <p>車椅子使用者対応主操作盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際シンボルマーク ○注意銘板 ○戸閉ボタン ○籠位置表示板 ○戸開ボタン ○行き先ボタン ●インターホン <p>車椅子使用者対応副操作盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ○戸閉ボタン ○戸開ボタン ○行き先ボタン ○国際シンボルマーク <p>○階数ボタン(千鳥配置の例)</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●点字表示又は操作ボタンが浮き彫りになったもの <p>○階数ボタン(利用案内表示の例)</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●到着階が立体通路や地下街、地下道、鉄道駅等と接続している場合は表示 <p>・押しボタン式 階数ボタンは浮影表示、ボタン操作時に応答音がある 大きく、丸い形状の乗り場ボタン及び操作盤ボタン</p>	

出典:施設整備に関する
ユニバーサルデザインガイドライン【改定版】
(2025年日本国際博覧会協会)

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
標識(再掲)			
	●	移動等円滑化経路 <ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。 <p>解説 国際シンボルマークは乗降、ロビーの車椅子使用者対応制御装置の付近など、車椅子使用者等の見やすい位置に表示する。</p>	図 6.5 図 6.9 [12] 標識 参照
音声案内(戸の閉鎖・昇降方向)			
	○	・2方向出入口のエレベーターの場合は、開閉する側の戸を音声案内で知らせる。	
	●	(戸の閉鎖) 移動等円滑化経路 不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。(ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降ロビーの場合は、この限りでない) 	図 6.6
	●	(昇降方向) 移動等円滑化経路 不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。(ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降ロビーの場合は、この限りでない) 	図 6.6
点字ブロック等			
	●	移動等円滑化経路 不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、視覚障がい者に対し制御装置の存在を示すために、点状ブロック等を敷設する。(ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降ロビーの場合は、この限りでない) 	図 6.5 図 6.6 図 6.9
明るさ			
	○	・かご内の照明は、エレベーターホールや周辺通路と同程度の明るさで、ちらつきのない均一なものとする。	
エレベーターの設置			
	○	・エレベーターは、主要な経路に隣接して設置し、エレベーター入口までわかりやすく誘導する。	
	○	・独立した乗降ロビーが複数ある場合には、乗降ロビーごとに福祉仕様のエレベーターを一以上整備する。	
エレベーターの標準規格			
	○	・車椅子兼用エレベーターに関する標準(JEAS-C506A)・視覚障がい者兼用エレベーターに関する標準(JEAS-515D)(共に、(社)日本エレベーター協会制定)による。	
防火区画			
	○	・エレベーターシャフトの区画のために、防火戸の枠や柱をエレベーター付近に独立して設けると、視覚障がい者の歩行の障害になるだけでなく、衝突の危険があるため、できるだけ設けない区画設計を行う。	
屋外に面するエレベーター			
	○	・出入口が外部に面するエレベーターには庇を設け、雨天時の乗降に配慮する。	
乗客への情報提供・表示			
	○	・籠内にはエレベーター故障時に情報提供を行うための電光表示板を設置する。	図 6.4 図 6.6
	○	・停電時管制運転、地震時管制運転、火災時管制運転装置を設ける。管制運転が作動した時は、籠内の乗客に音声と電光表示等で案内する。	
	○	・満員状態の籠に乗り込むとき、聴覚障がい者が確認しやすい表示灯を設ける。	図 6.6
	○	・音声による案内及び電光表示板や手話を表示できるディスプレイ装置等による案内を行う。 解説 案内の事例は、「係員に連絡中です。しばらくお待ちください。」「ただいま、係員が向かっています。しばらくお待ちください。」などがある。音声は視覚障がい者、電光表示板やディスプレイ装置等は聴覚障がい者が利用できる。	図 6.4 図 6.6
	○	・エレベーターの昇降ロビー及び籠内に、到着階の各空間の用途、利用案内等を表示する。また、到着階が立体通路や地下街、地下道、鉄道駅等と接続している場合は、その旨を表示する。	図 6.4

項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
足蹴り式ボタン			
	○	・操作ボタンを手や肘で操作できない車椅子使用者のために足蹴り式ボタンを設置する。	図 6.5
ソフト対応			
	○	・一時に多数の利用が集中する施設（劇場や屋内競技場等）では、高齢者、障がい者等のエレベーター利用に際して、誘導を行うなどの人的な対応をする。	
図			
図 6.5 エレベーターの設計例①			

項目	○推奨 ●義務	内容	参照図表
		<p>図 6.6 エレベーターの設計例②</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●利用者を感じし戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置 ●不特定かつ多数の者が利用する 2,000 m²以上の建築物の場合は 140cm 以上 ○160cm 以上 音声による昇降方向報知装置 ●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する場合 ○上記以外の場合 ●135cm 以上 ○150cm 以上 ●80cm 以上 ○90cm 以上 乗降口ビー ●150cm 角以上 ○180cm 角以上 点状ブロック等 ●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する場合 ○上記以外の場合 <p>●籠の停止予定階表示 (制御装置に表示しても良い)</p>  <ul style="list-style-type: none"> ○案内及び電光表示板や手話を表示できるディスプレイ装置等 ●手すり(左右両面) 一般用制御装置は押しボタン式・点字表示 ●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する場合 ○上記以外の場合 ●音声による昇降方向到着階並びに戸の閉鎖通報装置 ○満員状態の籠に乗り込むとき、聴覚障がい者が確認しやすい表示灯 過負荷表示灯 (定員超過) 	

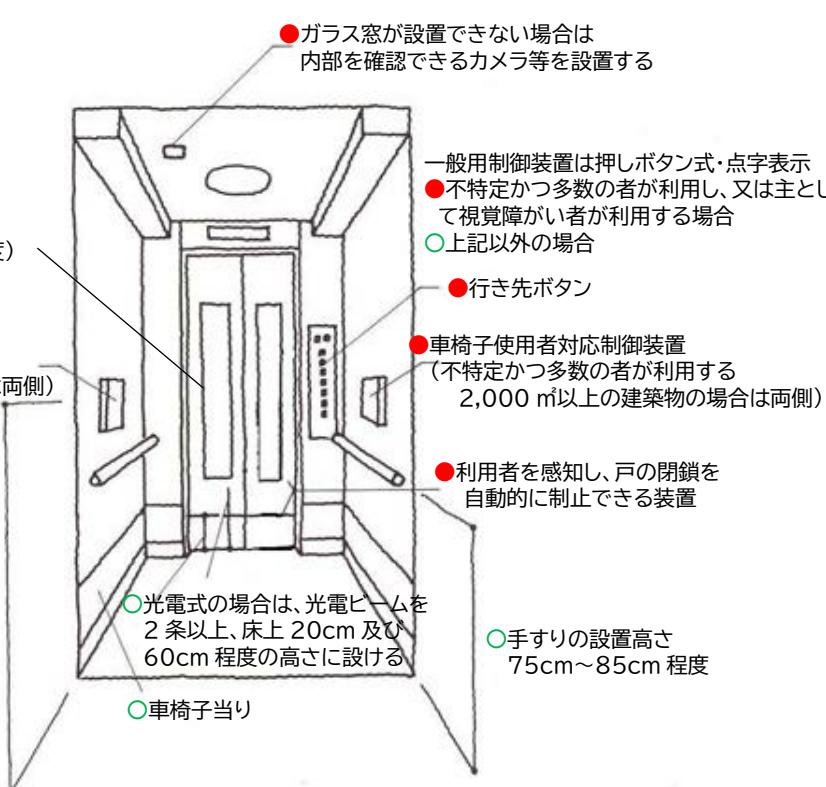
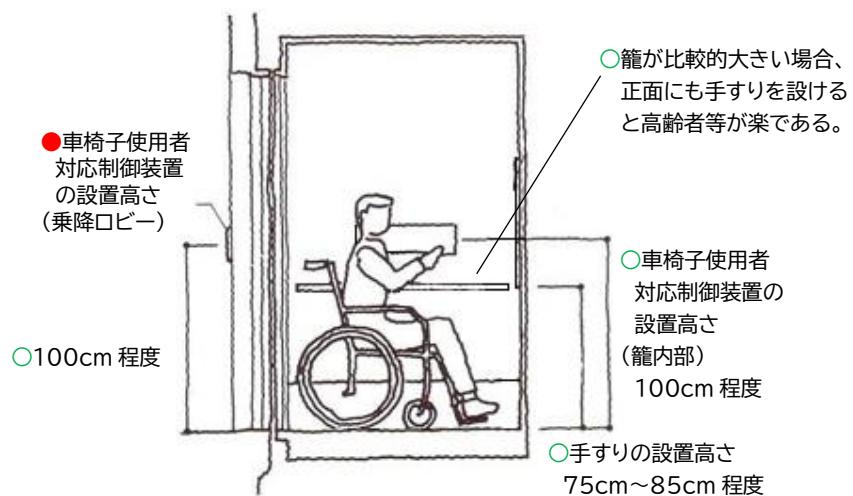
項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
		<p>図 6.7 エレベーターの設計例③</p> 	

図 6.8 手すりや制御装置の高さ



項目	○推奨 ●義務	内容	参照 図表
		<p>図 6.9 2台以上の場合の設計例</p> <p>一般エレベーター 一般エレベーター 移動円滑化の措置が取られたエレベーター</p> <p>●ガラス窓 ●点状ブロック等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●標識 ○10cm×10cm 以上 [12] 標識 参照 一般用制御装置は押しボタン式・点字表示 ●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する場合 ○上記以外の場合 ●車椅子使用者対応制御装置 ○床面から 100cm 程度 <p>JEAS-C506A では、一般用制御装置とは別に車椅子使用者対応制御装置を設けるとしているが、施設等の特性を鑑み、複数台のエレベーターを設置する際に、すべての制御装置を車椅子使用者が利用できる 100cm 程度としている事例もある。 ただし、点字は手が字に対して水平になるようにして読むため、点字表示をしている乗場ボタンが低い位置にあると視覚障がい者が読みにくい場合があるため、注意が必要である。</p>	

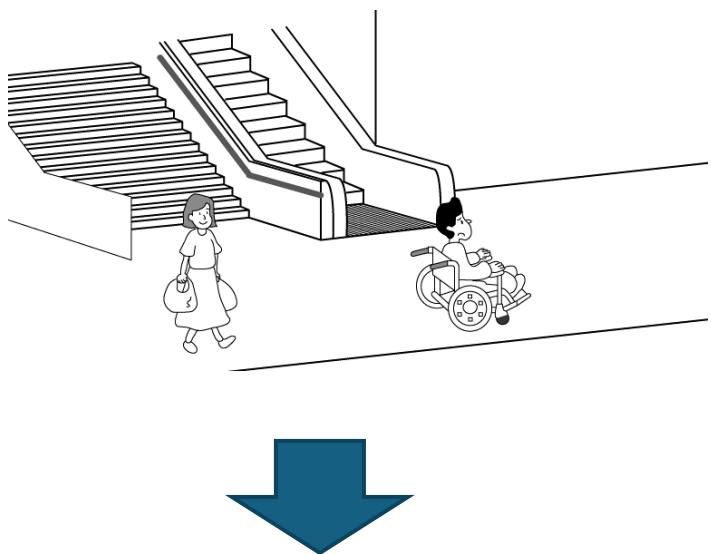
参考 ~動線計画の例~

◆必要な機能を満足するだけの設計だと…

建物にある段差を解消するためにエレベーターを設置しても、エレベーターを使うと階段を使うよりも遠回りになってしまうことがあります。

また、多くの人が利用する主要な経路上には階段やエスカレーターしかなく、非常に分かりにくい場所にエレベーターが設置されている場合があります。

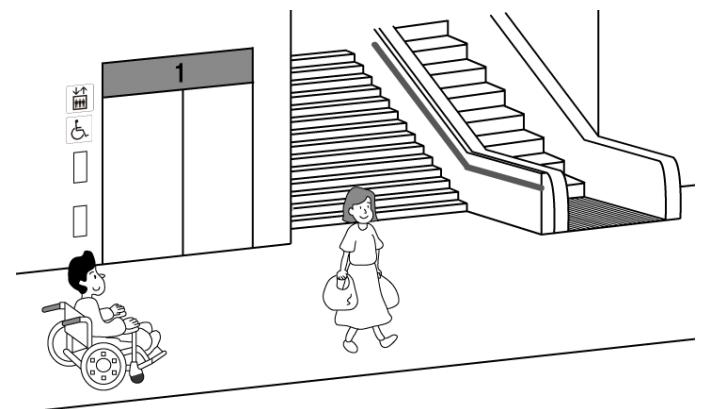
このとき、エレベーターを利用しないと、垂直移動することができない利用者は、不便を感じることがあります。



◆利用しやすくなる工夫

<動線計画>

- ・エレベーター、エスカレーター、階段を主要な経路の近くに配置することで、様々な特性を持った多様な利用者が同じ経路をたどって建物を利用できるようになります。



<誘導案内>

- ・エレベーターが主要な経路から離れた場所に設置されている場合、**主要な経路沿い及びエレベーターの乗降場所付近において、案内表示や、音声案内、文字情報等を適切に組み合わせて誘導することが必要です。**

([12] 標識、[13] 案内設備 参照。)



チェック項目（義務基準）	
移動等円滑化経路	停止階 ①籠は必要階（利用居室又は車椅子使用者用便房・駐車施設のある階、地上階）に停止するか
	出入口 ②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか
	③籠及び昇降路の出入口に利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止できる装置を設けているか
	④籠及び昇降路の出入口の戸にガラス等をはめ込むなど、籠の外部から内部を見ることができる設備を設けているか
	籠の大きさ ⑤籠の奥行きは135cm以上であるか
	⑤' 不特定多数の者が利用する2,000m ² 以上の建築物に設ける場合 (1)籠の幅は、140cm以上であるか
	(2)籠は車椅子が転回できる形状か
	鏡 ⑥籠内に鏡を設けているか (籠の出入口が複数あるエレベーターで、開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられている場合を除く)
	手すり ⑦籠内の左右両側に手すりを設けているか
	乗降口ビー ⑧乗降口ビーは水平で、150cm角以上であるか
非常時のための設備 ⑨籠内に設ける制御装置には、非常の場合に外部の対応を表示する聴覚障がい者に配慮した装置を設けているか	
制御装置 ⑩籠内及び乗降口ビーに車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか (1)籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものか (2)呼びボタン付のインターホンが設けているか (籠内の制御装置のうち、1以上) ⑩' 不特定多数の者が利用する2,000m ² 以上の建築物に設ける場合 (1)車椅子使用者が利用しやすい制御装置を籠内の左右両面に設けているか (2)の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する場合は片面)	
制御装置(表示) ⑪籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ⑫乗降口ビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
制御装置や音声案内、点字ブロック等 ⑬不特定多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合 (1)籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (2)籠内及び乗降口ビーに転じその他の方法（文字等の浮き彫り又は音声による案内）により視覚障がい者が利用しやすい制御装置を設けているか (3)籠内又は乗降口ビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか (4)制御装置の各ボタンは押しボタンとしているか (5)乗降口ビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか	